

Oedogonium の成育は粘土の底質に好適するものにして、若し泥土あるときは板を以て掻き去らざるべからず。又稚魚は浮草の一種 *Sonchis minor sin* の根足を嗜みて食す。馬尼刺附近は一體に低地にして養魚池に適し、之を田畑となすに比して経費を要せず。且つ年々の收益田畑より大なるを以て此の地方に於ては特に本業の盛なるを見る。而して養魚の方法は前記の如く極めて簡易、殆ど放棄の有様にして盗人の警戒をなすに止まり、稍々注意をなすものも或る期間池を順次乾燥せしむる位也。

此の魚は年中其の美味を失はず、且つ魚の良否なく比島一般に賞美せられ従て其の價廉ならず。養殖業者の馬尼刺市場への卸し値は次の如し。

一番	約 一尺二寸	百尾に付	二十圓
二番	八寸乃至一尺	同	十五圓
三番	六寸乃至八寸	同	十圓
四番	六寸以下	同	五圓

經濟 養殖地は一人又は二三人共同して所有し、二三人の番人を付し、時々虱目魚及鰕を漁獲するものにして、今「ヘクター」(我一町二十五歩)に六萬尾を放養し、四割の歩止りを見て、一尾十五錢とせば其の額三千六百圓也。之に副産物の鰕二百圓を加ふれば總收入三千八百圓となり。之に要す

る經費雜魚買入、番人、魚の捕獲、運搬及税金等計六百圓を差引きて一ヶ年三千二百圓の利益を揚げ得べし。然れども養魚は盜難多き爲め實收は之より幾分少しと云ふ。

本業は盜人以外害敵なきを以て、經營其の當を得て能く之を防ぎ得ば必ず相當の利益を擧げ得べしと云ふ。加之土人の養殖方法は前記の如く幼稚なるを以て、若し進歩せる方法を以てするに於ては、本業は甚だ有利なる事業たるを失はず。

### 第二節 瓜哇虱目魚養殖

虱目魚は瓜哇にては「イカンバンダン」と稱し瓜哇海に多く、現今瓜哇に於ける養殖池も殆ど瓜哇海面する部分にあり。就中「バタビヤ」、「スマラン」、「スラバヤ」附近に盛也。殊に「スラバヤ」より「ギリシー」に至る間は總て此の養魚地にして、前記都市及其の附近に供給せらるる、鮮魚中第一位を占むるものは虱目魚にして、土人の最も賞美する所也。

養魚池は海岸に近き低地又は水田を利用せり。瓜哇北岸は一體に平野にして地低く潮汐を入るゝこと容易なるを以て、場所によりては水田より養魚池の方有利なりと稱す。然れども位置悪き場所に於ては潮汐の出入自由ならず。又は雨期に際し洪水のため池水の汎濫堤防破壊の憂あり。

池は大小區々にして一定せず一町歩程のものあれば一反歩程のものあり。而して池中更に小池あり。其の大きさは二十坪位にして圓形又は楕圓形をなし、稚魚放養に供す。深さは一尺乃至四尺にして普通

二尺位也。底質は泥土を可とし位置は河口に接する所最も可なりとす。即ち潮汐の干満と共に半鹹水の出入容易なれば也。

瓜哇に於ては「スラバヤ」市附近のもの最も發達し普通一組三個の池あり。魚の大小により池を異にし、又年一回順次池を乾涸せしむ。

稚魚 土人の言に依れば稚魚は四月及九月の二回沿岸又は河口に襲ひ來るを以て、土人は之を擋にて抄ひ池中に放養す。瓜哇海にては稚魚は「マヅラ」島沿岸に最も多し。「スラバヤ」市附近にては稚魚を捕ふる爲めに海中に葦を組みたる垣根の如きものを并立し、之にて稚魚を誘致するものあり。而して稚魚の大き三四分のもの約六千尾を土瓶に入れ之を數日間を費して他に運搬することあり。六千尾の價は普通六圓乃至十圓にして、毎年稚魚の不足を來す如きこと少なしと稱す。

養殖の方法 稚魚は年二回之を放つ、即ち初めは小池に放養し、一ヶ月乃至二月を経過して之を大池に移す。小池に放養せるものには餌料として鶏卵の黄味を與ふるものあり。大池に移してよりは歩止り六七割位にして小池に放養せる間は七八割也。故に成魚の漁獲尾數は稚魚放養數の五割位なるべし。而して大池に放養中魚の大小により更に池を異にするものあり。而して放養中は毎日潮汐の干満と共に池水の新陳代謝を行ふ「マヅラ」島に於ては十一月より翌年四月に至る雨期に當り、一般に鹽田を養魚池に利用しつゝあり。

魚の生長 稚魚放養後一ヶ月乃至二ヶ月にして一寸乃至二寸の大きとなる。之を大池に放てば二ヶ月にして四寸乃至六寸となり、稚魚放養後六七ヶ月にして六尺乃至一尺二寸、十ヶ月乃至一ヶ年にして八寸乃至一尺五寸に達すと云ふ。

放養數 一町歩に付き一ヶ年五萬尾乃至二萬五千尾にして四月及九月の二期に放養す。害敵は獺に類する獸類及鳥類、海蛇其他各種の魚類及盜人にして是等の被害を防ぐ爲に池堤に番小屋を建て見張をなす。

收穫時期 此魚は大き八寸乃至一尺二寸位のもの市場の需用に應じ捕獲するものにして、此の位の大きさのもの味最も良く又利益也。池中の魚を捕ふるには投網又は曳網を使用し、未明に市場に持ち來すもの也。

市場にて短時間之を貯藏するには魚の全身に泥土を塗付し同時に魚の新鮮を裝ふ。養殖中自然に發生する蝦の産額は一町歩に付一年約三四百圓にして、池中所々に小なる畝を建設し、之に依り毎日捕獲するもの也。土人は或る種類の木を池中に投入し置けば多數の蝦を發生すと稱す。

價格 此の魚は需用に應じ何時にても捕獲し得るを以て魚價は略一定せり。市場にて小賣せるものは七八寸のもの八錢乃至十錢一尺のもの十錢乃至十五錢也。

經濟(一町歩に付) 池は場所により其の價を異にし普通は池の小作をなすもの也。「スラバヤ」附近

のものは池一組二ヶ年の料金五六十圓「マヅラ」島にては一町歩の池一ヶ年百圓にて貸借し「ウオー  
ル」(スラバヤ市の西方二十哩)にては一町歩百五十圓にて賣買せらるゝ等、其の位置と池の良否によ  
り一定せず。

瓜哇に於ては土人以外何人と雖も土地を所有すること能はざるを以て、若し本邦人にして之を經營す  
るとせば土人と契約して其の土地を借受けて之を爲し得るの方法なきに非ず。支那人は土人名義にて  
池を所有せるものあり。今一町歩の經營として其の收支凡そ左の如し。

収入

一金二千八百圓

總額

内譯

金二千五百圓

金三百圓

支出

一金一千二百圓

内譯

金三百圓

小作料

虱目魚五萬尾を放養し其の止歩り五割一尾十錢として  
計算す

蝦

總額

金四百八十圓

金六十圓

金二十圓

金二百圓

金百圓

金四十圓

差引

一金一千六百圓

純益

番人四人分給料

稚魚五萬尾代

税金稚魚一萬尾に付四圓

魚類運搬費

堤防及漁具修繕費

雜費

小作料に依り本業を營まんさせば、流動資本五百圓を以て之をなすことを得、經營宜きを得ば一ヶ年  
能く三倍以上の利益を揚げ得べし。

第九章 漁業根據地と水産貿易港

漁業を創めんとするもの、其の初めに於て選定すべきは漁業根據地也。由來南洋中邦人の移住漁業に  
適するの地多く、之が開發をなさば其の邦家を利する少小にあらず。唯大漁場は都府に遠く、交通、  
運輸の便ならざる地に多きを恨とす。而も巨利は此の避遠の地にあるを以て、南洋漁業の開發を以て

任するもの、目的とする處亦自ら茲に存す。然れども言語、事情を異にする土地に在りて、之が開發は一朝にして成就すべきに非ず。漸を追ふて初めて之を能くすべし。故に漁業を營まんとするに當ては其の初めに於て先づ比較的各種の事情明かなる都市にして、漁獲物處理販賣に困難ならず、且つ好漁場に近き地を根據地とせざるべからず。然るに南洋廣しと雖も此の條件を具備せるの地甚だ多からずして、予輩の知る範圍に於ては先づ以下記する各港に指を屈すべし。

而して是等諸港は一面に於て水産物の集散地、貿易港なるを以て、將來南洋水産貿易に志さんとするものも共に其の地の事情に通せざるべからず。故に茲には主として漁業及貿易の方面より見て、其の概況を摘録することとせり。

### 第一節 佛領東印度の漁業根據地と水産貿易港

#### 海防

海防港は「タイピン」河の支流「キユア、カム」河の河口より十六哩の地に在り。佛領東印度北部に於ける要港にして、又東京地方に於ける唯一の貨物集散地也。首府河内及州内各主要都市との間には鐵道又は水路の交通あるのみならず、沿岸航路船舶の寄港地にして、香港と相距る遠からざるを以て商業般賑を極め、南部に於ける柴根と並稱せらる。唯恨むらくは河口二個の門洲あり。往年巨資を投じ之を浚深したるも土砂堆積し航行不便なるのみならず、港灣の設備としては僅かに不完全なる棧橋あるのみ。而も其の大部分は税關用に供せられ、且つ港内幅二鏈半水深四尋乃至六尋にして、吃水十八呎以上の船舶を容るゝに足らず。是れ本港が海外貿易上柴根に一等を輸する所以なりとす。

夫れ此の如く本港は北部佛領東印度支那唯一の貿易港にして、東京州は因より雲南及南支那に鐵道の通するあり是等地方に對する貨物の集散地なるのみならず、生産地との距離近きを以て、製造工業亦比較的盛大を極め有望なる未來を有す。安南沿岸より當港附近所謂安南海灣に至るの間は魚族豊富なれば、將來陸上交通機關の完備に伴ひ、本港の勢力圏内に入るべき地方廣濶を極め、雲南と云はず支那と云はず魚類の需用は益々多く、其の抵止する所を知らざる有様なれば、當方面に於ける漁業根據地として又貿易場として最も有望なりと期待せらる。

#### 柴根港

柴根港は佛領交趾支那の首都にして、又佛領東印度に於ける商港の巨擘たり。「ドナイ」河の會流たる柴根河の西岸「セントゼームス」岬を距る約四十八哩の上流に在り。港内水深く吃水三十呎内外の大船巨船の航行碇泊に便にして、風波の恐れなく好個の良港たり。港内を分ちて公港及商港の二とす。棧橋は公港内に四、商港内に二あり。更に護岸の設備等見るべきものあるのみならず、船渠より鐵道の連絡するより。港灣として略ぼ備はれりと云ふも不可なし。市街は面目改まりて人道車道の別あり。且つ兩側は深翠濃緑の樹木を植えて以て炎暑を防ぎ、涼氣を助くると共に市の美觀を添へ。歐風數層

の宏莊なる家屋軒を列ね、公園劇場等の設備普く、市内には運河を通じ、河岸三分の二は官設の建物並列する等市街の莊麗東洋に於ては多く其の比を見ず。

抑も柴棍は佛領東印度對外貿易の中心港とも云ふべく、領内南部たる交趾支那、東浦寨、南部安南は固より老搗地方の物産は此處に集中し、初めて國外に輸出し、輸入も亦此の地を経て該地方に分布せらるゝを常とす。従て在移民の多くは輸出入商運輸業地又は委託販賣業者にして、生産工業に従ふ者甚だ少し。

輸作物産としては米、砂糖、皮革及林産、水産物也。市の南西方約二哩にして「シヨールン」市あり。人口約十四五萬南方に於ける各物産の市場にして、支那商人多く居住し商業旺盛を極む。安南方面にて獲る所の水産物は一度此の市に集まり、更に柴棍を経て新嘉坡香港等に輸出せらるゝを見る。柴棍港は左に安南灣右に暹羅灣を控へ又柴棍河及大湖の淡水漁場を擁し、馬來半島瓜哇等の需用地は指顧の間に在り。水産上極めて好位置たるを失はず。左に同市に於ける水産輸出入表を掲ぐべし。

千九百十一年柴棍港水産物輸出表

仕向地	輸 出 額
佛 蘭 西	一、四五〇、五八二 <sup>法</sup>
香 港	三、九九八、九三五

新 嘉 坡	八、八三七、七二八
暹 羅	一四八、〇一一
英 國	二一、一五五
其 他 歐 洲	五五、二三〇
再 輸 出	四八二
計	一四、五二一、二二三(五、六一六、一九一圓)

千九百十一年柴棍港水産物輸入表

國 名	輸 入 額
佛 蘭 西	九一、三六一 <sup>法</sup>
濠 洲	六三六
支 那	三、〇八四
日 本	五五、八〇三
暹 羅	一
香 港	三九八、七四二
新 嘉 麗	一、四九四

計 其 他

六五四

五五四

五五一、七七四(二二三、五三六圓)

千九百十一年柴棍港地方水産物移出表

種類	仕向地				
	安南	東京	交趾支那	東蒲寨	計
生魚	法	法	法	法	法
罐詰魚	二七、三四五	四八、四九三	一三二、七一八	一、五六〇	二〇七、五五六
乾鰕	一六〇、二六六		一一、七八三	二四、六七〇	五二、四七九
鱈魚	一九二		五一〇	一、二〇〇	一九〇、三
魚肚	五四、一九		五〇四、二八五	九八、六一五	六五七、〇一九
魚膠		一一二			一一二
其他	五八一	七、八四五	二、七七五		三、三五六
其魚	四、七七六	五、四九九	四二〇、〇八九	二七、八二〇	四六〇、五三〇
乾鹽魚	一〇、三三九		一、〇七一、二六〇	一、一五三、八六五	一、三三八、四三三
計					五、三三八、一〇四

千九百十一年柴棍港地方水産物移入表

種類	國名				
	安南	東京	交趾支那	東蒲寨	計
鹽ものと罐詰	五五、一〇四	二、五八八	三八一、六一九	六〇、二六二	九九四、五七三

種類	仕向地				
	安南	東京	交趾支那	東蒲寨	計
乾鰕	一三三、四七七		七、四三四	一、八〇	三、一〇九
鱈魚	六五、五八〇		二、八二六		七〇、四〇六
魚肉	一〇、四九九、五一〇		四八二、七九〇	五八〇、八四	一一、〇四〇、三八四
魚腸	三二、八八〇				三二、八八〇
魚膠	四一、四四七	二、六〇	六、三六〇	九、四一八	五七、四八五
其他	一一、二二、九九八	二、八四八	八八〇、二二三	一三〇、七七〇	四、七三三、二六八、二九九
計					四、七三三、二六八、二九九

第二節 香港島

香港島は支那廣東者の東南に位し、長十一哩廣さ二哩乃至五哩面積三十方哩の一小島にして、人口四十五萬六千内海上生活をなすもの即ち船を家となすもの五千三百、此の内三千八百は漁夫也。抑も香港は英領に歸する以前に在りて蕭條たる一漁村にして、當時人口僅かに四千に過ぎざりしが亞片事件の結果、千八百四十二年支那は本島を英國に割讓するに至りしより、英國は本島を以て東洋に於ける根據地として、商業貿易及軍事上の策源地と爲し、築港を營んで船舶の出入に便し、自由港と爲して貿易の増進を圖る等、此の彈丸黒子の地に對して巨費を惜まずして、市街を建設する等英人にあらずんば成し能はざる所也。然れども其の苦心經營空しからずして昔日の寒寂今や跡を止めず。海には百千の大船巨舶舳々相摩し、陸には數層の大厦高樓巍然として聳立し、山嶺には氣象臺、病院、兵營、貯水池、大旅館、別莊及邸宅の宏壯なるあり、文明の機關は一として具備せざるなし。其の貿易の旺

んなる一ヶ月對外出入船舶實に百七十二萬噸に及び「リバーブール」の百十六萬噸、漢堡の百六十萬噸、倫敦の百六十七萬噸、紐育の百六十八萬噸を凌駕し、世界の雄たるに至れり。今千九百十年の統計に見るに左の如し。

	隻	噸
汽船	四〇、七一四	二二、一六〇、七五六
小汽船	四六九、一六七	一一、一二二、九九九
ヂヤンク	四〇、四三六	二、三八七、八七一
合計	五五〇、三一七	三六、六七一、六二六

隨て我對外商船の濠洲歐洲に至るもの、一として香港に寄港せざるなく、殊に南洋及濠洲との交通關係より見れば、香港は唯一の中繼港にして、新嘉坡と相俟て我國の爲め南洋發展の鎖鑰たらずんばあらず。依て左に項を別ちて本港の狀況を詳にすべし。

**氣候並に風** 香港は北緯二十二度十五分に位し、略ぼ我臺灣の南端と緯度を同ふし、熱帶圈内に在り。地理上支那大陸の一部に屬するも、廣東省九龍半島の尖端に在る太平洋西部の一小島嶼なるを以て、大陸的氣候は稍緩和せられ、九十哩を距る廣東と比較し、寒暑共に數度の相違あるが如し。氣候の他に異なる點は氣候風の通路に當り、其の影響を受くること大なること、一定の時期に於て極めて濕氣多く又

極めて乾燥する時あること是也。一ヶ年平均温度は七十二度前後にして、年中最低温度の時期たる一月二月に於ても六十度前後を昇降するに過ぎず。最低温度は年によりて相違あるも、四十二度以下に下ること極めて稀也。暑氣の烈しきは五月末より十月初に亘り、平均温度は八十一度乃至八十三度、而して夏季に於て毎日の温度は其の差極めて少なく夜間尙晝間と大差なし。故を以て他の熱帶地に於けるが如く、日没に至り涼風必ず起りて日中の炎苦を忘れしめ、或は驟雨の時に襲來して熱氣を洗ひ去るが如きことなく、晝夜間斷なく暑熱を感ずること多く、殊に夏季の長きと濕氣の多きとは健康に可ならず。南西氣候風の時期たる五月末より十月初に亘り極めて濕氣に富み、百%の濕度數日間亘ることあり。十一月より五月に至る北東氣候風の時期に於ては空氣を概して乾燥し、十一、十二、一月上半に於ける乾燥殊に甚だしく平均濕度四十%を超ゆること少なく、時に三十%以下なること往々あり十月より一月上旬までは天氣概して清明にして降雨少なく、平均雨量十一、十二、一月の各月中十分の八時を超過せず。七八月は降雨量多く各月十五吋以上に上り、兩月を通じ平均三十一吋とす。雨期は五月より九月に至る五ヶ月間にして其の間約七十吋の降雨量あり。強雨は南西氣候風の初期に於て暴風と共に屢々到るを常とす。九月より翌年四月に至る八ヶ月間の風は多く東風にして、五月より八月までは年により一定せずと雖も、多くは南、西南又は西風とす。而して九月は大風、又は旋風の時期也。香港に於て最も猛烈なりしは千九百六年九月十八日の大風なりき。大風は之を四種とし各時期あ

り。第一種は十二、一、二、三月、第二種は四、五、十、十一月、第三種は六、七、八、九月とす。第一種大風は南支那海に現はるゝものにして、初めより北西の方向を維持し、佛領印度附近より大陸に達す。第二種大風は前者よりも北方に向ひ、略ぼ北西に進行し安南の北方及香港間の海岸に至るも其の十一月に起るものは殆ど大陸に達することなし。第三種は所謂「タイフーン」なるを以て之を略す。

千九百十一年に於ける氣象統計表

月別	温 度	濕 度	降 雨	風 向	風 速 時 間 度
一月	五八・九	七四	〇・七三五	北	一三・七
二月	六〇・二	七一	〇・一八〇	東	一九・〇
三月	六五・五	八三	三・八一〇	東	一四・八
四月	六九・七	八二	五・九三三	北	一三・三
五月	七五・七	九〇	一三・一四三	北	一四・二
六月	八二・九	八二	五・三三九	南	一三・六
七月	八二・〇	八一	九・〇六〇	南	一三・七
八月	八一・九	八二	三・〇六〇	南	一三・九
九月	八一・一	七八	六・二二五	北	一三・五
十月	七四・三	七四	五・六〇二	北	一三・三
十一月	六九・一	七六	二・七二〇	北	一三・三
十二月	六四・三	七七	〇・一〇〇	北	一〇・四
平均	七二・一	七九	五・〇	北	一三・〇

千九百十一年風向月別日數表

風向	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
北	四	四	一	一	一	一	一	一	三	二	五	二	二七
北東	六	二	四	一	一	一	一	一	一	五	二	二	二六
東	九	二	四	一	一	一	一	一	一	二	二	一	二七

千九百十一年暴風雨日數

南東	南西	西南	西	北	計
一月	一	一	一	二	一七
二月	一	一	一	一	二四
三月	二	一	一	一	二七
四月	一	一	一	一	二二
五月	二	一	一	一	二二
六月	六	七	九	一	二五
七月	六	五	六	一	二二
八月	四	七	三	一	一五
九月	二	一	二	二	一七
十月	一	一	一	一	一四
十一月	一	一	一	一	一四
十二月	一	一	一	一	一四
計	二五	二二	二二	二四	一七

千九百十一年各月氣象表

月別	温 度 最 高	温 度 最 低	濕 度 最 小	濕 度 最 大	降 雨 量 一 日 最 大	降 雨 量 一 時 間 最 大	風 速 最 大
一月	七四・四	四七・五	四〇	四七・五	〇・六二〇	〇・一八〇	三・五
二月	七四・二	四九・一	三七	四九・一	一・〇四〇	〇・五三五	四・二
三月	七九・一	六四・二	二二	六四・二	一・〇四〇	〇・五三五	四・〇
四月	八六・九	六八・三	四七	六八・三	一・一六〇	〇・六五〇	四・一
五月	八六・九	六八・一	六〇	六八・一	一・七三五	一・一三五	三・九
六月	九一・三	七五・〇	六〇	七五・〇	一・五二〇	〇・四三五	三・五
七月	九一・二	七五・〇	五四	七五・〇	一・五九〇	〇・八三〇	六・〇
八月	九三・一	七四・三	五三	七四・三	一・六一〇	二・二五〇	六・二
九月	九二・二	七五・〇	四五	七五・〇	二・六四〇	一・三五〇	四・四
十月	八五・五	六八・六	三九	六八・六	三・三〇〇	〇・六〇〇	三・六
十一月	八〇・五	五五・七	四二	五五・七	〇・七八〇	〇・一八五	三・四
十二月	七五・二	五三・〇	四八	五三・〇	〇・〇二五	〇・〇一五	三・六
平均	九三・一	四七・一	二二	四七・一	八・六一〇	二・三三〇	六・二



**潮流** 潮流は鯉魚門と「グリーン、アイランド」の間の航路にては、潮漲流は西方に、落潮流は東方に向ひ、高低潮時に其の方向を轉換す。而して其の速度は屢々二哩に達し、鯉魚門にては風向に依り三哩に達す。但し落潮流は極めて弱し。九龍灣及其他の諸灣亦潮流甚だ弱く且不規則也。

**風土衛生** 英國の領有當時は「マラリヤ」熱の流行甚だしく歐人在住者の約一割之に斃れ、千八百六十一年には歐米人の死亡率六割五分に上りたるが、政廳にて鋭意衛生設備に努めたる結果、之に罹る者極めて僅少となれり。此の外赤痢も曾て猖獗を極めたることありしも、現今之が流行の甚しきを見ず。ペストは最も恐るべきものなるが、始めて發せしは明治二十七年にして死亡者二千五百五十人に上り、爾來政廳の注意の結果大に減じたれども土地と貿易の關係上毎年四五百の患者を發生す。死亡率は年々減少すること左の如し。

年	數	支那人以外の者	支那人	計 (以上何れも百分率を示す)
一九〇一年	二〇、五〇	二二、七七	二二、〇五	
一九〇七年	一五、四六	二二、五二	二二、一二	
一九一〇年	一〇、〇四	二二、五〇	二一、七六	
一九一一年	一三、三八	二一、一三	二〇、七四	

支那人は一體に傳染病に注意を拂ふこと少く、患者を隱匿し死亡する時は之を戸外に棄つるもの多かりしが、政廳にて監督に努めたるご一般衛生思想の進歩に伴ひ、死體の遺棄患者の隱匿等漸次減少しつつあり。

**金融** 銀行は外國銀行及支那銀行の二種あり。主なるものは香港上海銀行、「チャータードバンク」、橫濱正金銀行、印度支那銀行、和蘭銀行、臺灣銀行、德華銀行、廣東銀行、佛蘭西銀行とし多くは支店也。是等外國銀行の營む所は爲替、賣買、預金、貸出、割引、地金銀の賣買等一般の銀行業也。就中主なるは外國爲替にして、總て爲替仲買人を經て取引す。又各銀行は買辯を使用す。買辯は相當資産ある支那人にして之を雇傭するには保證金を收めしめ、現金の出納をなすの外、銀行と支那人との仲介者となり相手の信用を保證する者にして、給料の外各種の手數料を受く。次に支那銀行は當地にて銀鋪滙兌と稱するものにして、其の數三十有餘あり。其の大なるものは信用確實にして自ら買辯を使用し、資本金二三十萬弗を有す。營業は支那商人に對する預金貸出し（主に貨物を擔保として）又は外國銀行なき支那内地への送金を取扱ふ。主なるものは滙隆、永生、福和、安裕、榮興、天福、瑞吉、瑞元、明新、誠德等とす。

**交通及運輸**

**鐵道** 九廣鐵道は千九百十二年開通し百十一哩四分の三の延長あれども、廣東香港間に於ける貨物運賃の廉ならんことを欲せば船に依るを可なりとす。

海運の主なるは東洋歐洲線、東洋北米線、東洋南米線、東洋南米亞弗利加線、東洋濠洲線、蘇西經由歐米連絡線、印度線、香港比律賓線、南洋諸島線、香港交趾支那線、香港盤谷線、廣東香港臺灣線及支那沿岸線とす。

港灣 三月より六月に亘りて一般に瓦斯多く、次で七月乃至十月大風時期に入る。大風期は北東貿易風吹くを常とす。大風期以外は港口極めて平靜にして、荷役に困難なることなく、晝夜共に繫留容易にして、夜間の港内は不夜城の觀あり。港口は東西の兩口あり。西口には海底電線なく又戎克少きを以て意を安じて出入し得るの便あり。陸岸には私有棧橋三十餘あれども普通は沖繫りにて小蒸氣又は戎克を以て聯絡を取り貨物の積卸は主として「ライター」に依る。目下小蒸氣の數三百三十九、「ライター」約二百三十九戎克二千七百七十一隻あり。

船渠 香港黃浦船渠會社、太古船渠會社は大船を主とし、同興隆、天興公司、廣億興、廣德公司等の鐵工場は小船を主とし、何れも之が製造修繕をなす。

倉庫業 倉庫は香港の東西海岸に其の數頗る多きも、概ね私有にして小規模のものなり。其の最も整頓し手廣く倉庫業を營むものは九龍倉庫會社にして、其の倉庫の所在地及容積左の如し。

九龍	三十四棟	容積	二十八萬四千立方呎
香港西部	十棟	容積	五萬五千立方呎

此の他太古洋行の倉庫は九龍に在りて四棟容積六萬立方呎あり。倉庫料等は九龍倉庫會社と略同率也太古洋行は他の汽船會社と海運の競争をなすを以て荷物を托するもの少し。

支那商船會社 (China Merchant S.S. Co.) 太平洋郵船會社 (Pacific Mail S.S. Co.) 其他の大汽船會社にては各倉庫を有し、又 China Provident Soun & Mortgage Co. も一部倉庫業を營み居れり。多くは支那人相手にして容積六萬立方呎、香港西部に在り。其他支那人の經營に係る何在倉、福出倉、遂億倉、均益倉、西營倉等もあるも規模小也。

棧橋 棧橋は大小三十有餘皆私有也。内九龍倉庫會社所有のもの四あり。

水先案内 香港に出入する船舶は通常水先案内を使用す。港内に變化を生じたる場合等には殊に必要あるを見る。水先案内は東口にありて「コリンソン」及「サルファー」水道の南方附近に水先案内旗Pを振りて、船舶の來航を待ち居るを常とす。之を招致せんせばP.Tの旗を掲ぐべし。

水先案内料

殖民地領海内出入汽船	出入各一回	十弗
殖民地領海外出入汽船	同	十五弗
港内に於ける汽船の移動	同	五弗
殖民地領海内出入帆船(曳船なき場合)	同	十五弗

殖民地領海外出入帆船

同 二十弗

港内に於ける帆船の移動

同 十弗

帆船を伴べる曳船は帆船の料金外凡て汽船に準じ料金を徴収す。

海産貿易 香港に於ける外國貿易額は統計の徴すべきものなきを以て之を知るに由なく、只各商人

に依り其の大體を知るのみ。一千九百十年香港に於ける外國輸入海産物は安南より干海老百五十萬

斤、六十萬元、乾魚三百七十五萬斤參拾萬元、

暹羅よりは鹹魚五百萬斤六十萬元

「サンダカン」よりは鹹魚二百萬斤十五萬元

「マカツサ」よりは鱈鱈十五萬一千斤三十五萬元、海鼠十八萬七千斤三十萬元

「スラバヤ」よりは鱈鱈二萬斤八萬元

布哇よりは干鮑二萬七千斤二十萬元、干海老六十二萬五千斤二十五萬元

晚香坡よりは乾魚一千二百五十萬斤五十萬元

「ポートランド」よりは干海老五十萬斤二十二萬元、干鮑三十一萬二千五百斤二十五萬元

「シールズ」よりは干海老五十萬斤二十萬元、干鮑三十萬斤二十萬元

一千九百十年に於て香港海産商の本邦海産取扱商は左の如し。

昇盛行	百四十萬元
均安隆	八十萬元
逢安行	八十萬元
均興隆	七十萬元
永享行	六十五萬元
永成行	六十五萬元
誠安行	六十萬元
怡和行	五十萬元
元興行	十萬元
華記行	二十萬元
慎金行	二十萬元
計	七百萬元

備考 本表は支那人の調査にして實際より多き嫌あれども大體參考とするに足らんか。

香港市場に於ける品名對照及最近に於ける平均相場表

長崎 大面 鮠 長崎 劍 先 鰯 大 (皮なし磨) 三十九元





白翅仔	牙管翅	勿骨翅	青連翅	干貝	角貝	遼參	鱈魚頭骨	湘管蠔頭	三州蠔頭	大蜆干	志加魚	公魚干	一辨大火菜	干貝裙
小白鱈	水鱈	青鱈	貝柱	三角貝柱	海參	明骨	北海干	三州同	干蜆	チカ(北海産)	蝦	一番角寒天	貝柱耳	
二十二元	六十五元	?	五十八元	八十三元	八元	?	?	?	?	十七元	十五元	九十八元	二十六元	

海帶片	海帶絲	生晒蝦乾	板昆布	切昆布	干海老
二元三〇	三元四〇	?			

**水産物輸出に對する注意** 南清及南洋方面にて本邦水産物の最も多く輸出せらるゝは香港にして一ヶ年約五百萬圓に達す。香港は南清一體の大需用地を控ふるのみならず、佛領印度、比律賓、暹羅を擁するを以て將來は更に其發展を期し得べし。同地の海産商は茲に記せるものゝ外其の大なるは華安、廣生發、萬和、岐豐、裕和隆、恒全の怡盛隆及萬昌和等也。以上は以れも南北行にあり此の此鹹魚欄にも多數の鹽魚仲買あれども何れも信用大ならず取引も近海産の鹽魚に限れり。尙海産物の取扱をなす日本商買には、大倉組出張所、大澤洋行、三井物産會社支店及日森洋行あり。就中大倉組出張所の海産物取扱に最も力を注ぎ、從て經驗に富めるものゝ如し。

左に香港に於ける本邦海産取扱状況の一斑を述べし。  
**諸取引** 荷物は概ね南北行の間屋にて二歩口錢(賣手ヨリ二歩)鹹魚欄にては三步にて取引せらる。通常六十日拂也。(鹹魚欄にては三十日拂)

**取引の方法** 仲買人を問屋に集め各自之が付け値をなし、其の最高者に賣渡す。而して包装は賣手買手にて一袋宛を抜き出し、其の平均を風袋重量として差引くものとす。南北行にては荷主の希望に

より付け値の最高低価格を限定することあり。又出来値が荷主の希望に添はざる時は取引を中止することあり。然れども鹹魚欄にては付け値の高低に拘らず、當時の出来値にて賣捌くを例とす。

**本邦輸出品の種類** 舊來の支那向海産物即ち舊海産物の種類に就ては、茲に多くを言ふを要せざるも新海産物即ち鹽乾魚に付て見るに、鹽魚よりも乾魚又は半鹽乾魚の賣行遙に多く、又新舊海産物を通じて上物よりは安物の賣行多し。

**輸出時期** 鹽魚の取引多きは十月より翌年四月に至る間に於て、就中十二、一月最も多し。是れ近海及安南地方に於て此の期間漁業の盛なるに依る。乾魚は年中相當の需用あれども夏期は特に需用多し。是れ夏期に於ては鹽魚を需用せざるが爲め也。鹽乾魚共に五節旬前需用多く又高價也。特に鹽魚は端午節旬前に於て最も高價也。

**運賃及諸掛** 横濱より香港迄の運賃

海産物(棒鱈及寒天を除く) 每一噸(四十才) 四圓

棒鱈 每百斤 參拾五錢

寒天 每一俵 貳圓

雜貨 每一噸 四圓

神戸より香港迄の運賃

海産物(棒鱈及寒天を除く) 每一噸(四十才) 參圓五拾錢

棒鱈 每百斤 參拾錢

寒天 每一俵 壹圓五拾錢

長崎より香港迄の運賃

海産物 每一噸 參圓

棒鱈 每百斤 參拾錢

函館より香港迄の運賃

棒鱈其他 一擔 九十二仙

運賃は横濱神戸長崎よりするものは總て才にて計算するもの多きも、函館よりするものは重量に依るもの多し。

諸掛としては

海上保險 一分二厘

倉數 一個(約百斤)に付き 五仙

倉庫は汽船會社所屬のものと同屋倉庫とあり。汽船會社倉庫の倉敷は著荷後一週間は無料、問屋倉庫にては一ヶ月以内は一個五仙也。海産物は通常倉庫に倉入れす。

解貨及陸揚費

一個に付

八 仙

倉庫火災保險

千分の四

見本代

千分の二

紙 水

一分乃至二分

銀貨相場と紙幣相場との差を控除す。

原紙代油紙費

若 干

右に記する香港著後の諸掛は十弗以下の荷物に對しては八分乃至一割、十弗以上なれば七分乃至八分と見て大差なし。

爲替 香港の爲替は正金銀行支店又は臺灣銀行支店にて邦貨に換算す。

輸取出扱 前記大倉組出張所にては本邦より相當の輸出をなすものあらば、五歩口錢（内二歩は南北行問屋口錢）にて全責任を負ひ、荷爲替を付し支拂は總て現金拂にするの條件にて之が委託に應ずべしと云ふ。

第三節 暹羅の漁業根據地と水産貿易港

盤谷府

盤谷府は暹羅王國の首府にして亦同國唯一の貿易港なり。湄南河（一名盤谷河）河口より上流二十五哩、直徑距離約十四哩の處に位置す。府の主要部は河の東岸約三哩の地を占め、運河は其間を縦横に貫通し以て運輸に便し、胸壁を以て府都を圍繞す。玉宮は固より各國大公使館、各官衙、精米工場等の宏壯なる大厦高樓相列るの狀首府たるに愧ぢず。人口は從來精密なる調査を缺きたりしが、千九百九年政府の發表したる所に依れば、盤谷市及其附近に於けるもの左の如し。

盤谷市内	男三七九、一一八人	女二四九、五五七人	計六二八、六七五人
同市外	男一〇八、八六三人	女一二九、九一三人	計二三八、七七六人
計	男四八七、九八一一人	女三七九、四七〇人	合計八六七、四五一一人
之を人種別にするときは左の如し。			
暹羅人	六三九、九二〇人	支那人	一九七、九一八人
歐米人	一、六〇四人	其他	七、二四五人
		印度人及馬來人	二〇、七六一人

右の内我日本人は男女合せて約二百人なりと云ふ。

盤谷府を貫通する湄南河は源を雲南の山嶺に發し、流域實に三百哩小形船は河口より約六十哩の間航し得るの大河にして、暹羅の富源は實に本河の流域に沿へる平野なるが故に、當國の貨物を佛領印



度支那との境及英領緬甸と暹羅老榻との間に於て僅か國際貿易の行はるゝ外、輸出入共に本港を通過するもの也。故に當國の貿易は一に盤谷港にあるは又言を俟たず。然れども同河口には門洲ありて吃水十二呎以上の船舶は入港する能はざるを以て大船は何れも該門洲の南東二十哩なる「コーシチャン」又は「アングヘン」港に於て、貨物の積卸を爲すを要する不便あるは遺憾なりと云はざるべからず。

#### 第四節 比律賓群島の漁業根據地と水産貿易港

##### 馬尼刺市

馬尼刺灣は彎入實に三十哩、灣内の幅員亦三十哩、灣口十哩あり。灣口には「コンデドル」及「カバ」の二島あり。灣口及灣の中央部に於ける水深は十三四尋底質沙泥也。大船巨船は隨所碇泊し得るも、強風の爲め時々貨物の積卸を阻害せらるゝことあり。南西信風季中殊に然りとす。馬尼刺港は灣の東岸「バシフィック」河口に位し、比律賓群島の首都にして又商業貿易の中心たり。市は「バシフィック」河に依り南北兩部に分たれ、北部は「ビノールド」と稱し般賑なる商業地にして會社商店相接し、南部は城壁を繞らし内に政廳を初め諸官衙、城堡、兵營及病院等あり。同市最近の人口は左の如し。

一、米國人	四、一七四	二、比律賓人	二二一、八五九	三、西班牙人	二、三六四
四、他の歐人	六四四	五、支那人	一四、〇九三	六、日本人	一、一一五
七、其他	一六〇	合計	二十三萬四千四百〇九人		

港内は之を別つて内港及外港とす。内港は「バシフィック」河口南北兩端より突出せるに埠頭に依りて限界せられ、低潮時と雖も吃水十八呎の船舶を西班牙橋下まで遡入するを得べく、税關附近の河岸は千數百噸の船舶を繫留するを得。本河流は幅員平均三百五十呎、水深三呎乃至三十五呎にして、河口より約十哩の間小汽船の沂上し得るありて、交通上大なる便益あり。

外港は内港の外防波堤内にして、大船巨船を此處に碇泊するを得べく防波堤は河口南側の防岸埠頭端より南々西に一哩四分の一突出し、西堤防と稱し水深三十呎の一通航路を有す。夫れより更らに南西堤防と稱する一堤は南三十八度東に延びること五鏈にして五尋海に達す。港内三大棧橋の架せられありて、吃水三十呎の巨船を繫ぐを得。埠頭には倉庫の設備あり。

##### 「イロイロ」港(比律賓群島)

「イロイロ」港は「イロイロ」洲の首都にして、「バナイ」島の南部に位し、馬尼刺を距る南方二百九十七海里、「セブ」港と共に比島に於ける南方商業貿易の重鎮たり。而して本港は「イロイロ」海峡に突出したる部分の「イロイロ」河口に在り。附近は卑低多沙の平地にして盡端に一沙嘴あり。嘴上砲臺を築く。之に近き所水深のみならず、吃水二十四呎以下の船舶は少しく河口を遡り、市商店に通ずる諸波止場に横着するを得べし。蓋し本港は千八百五十五年始めて開港せられたる自由港にして、米國政府は此地を以て「ビサヤ」群島に於ける陸軍本部と爲し、商業上に於ては呂宋南端及「ビサヤ」群島に

於ける中心點とし、今日に於ては馬尼刺に次ぐの貿易市場として殷盛を極む。當市は其の接近せる諸村を合せ人口五萬四千と稱す。輸入品は石炭、米、石腦油、片布、及日用雜貨にして、輸出品は砂糖、煙草、葉卷、米、コブラ、珈琲、獸皮、麻、等也。要するに本島及「ネグルス」島より産出せらるゝ物産殊に砂糖の如き悉く此の地に集まり海外に輸出せらるゝが故に、數年以來其の繁榮を急劇に増進したるも、其の貿易に於ては尙ほ「セブ」港に一籌を輸するの現状なりとす。砂糖は當港の生命とも云ふべく其の豊凶は當港の市況に影響すること頗る大也。

銀行は西班牙銀行支店及其他の代理店あり。

邦人の居住する者約二百其の三分の二は船匠也。

#### 「セブ」港（比律賓群島）

「セブ」港は、「セブ」州の首都にして「セブ」島の東岸に在り。馬尼刺市を距る三百五十七哩、良好なる港灣にして「マリタン」島及珊瑚礁壁に依りて防衛せらる。

「セブ」港は本島中央山脈の麓なる一大平原に在りて、比島市邑中其の建設最も古く、即ち千五百二十一年比島の發見の頃建設せられたりと雖も、爾來約三百七十年殆ど其の發展を見ず。千八百九十九年及翌千九百年に於ける比島獨立軍の戰亂に依り、市勢萎靡として振はざるに至りしも、米國の領有以來其の發展著しく千九百四年の大火に依り、商業街は全く灰燼に歸せしも、今や殆ど回復せるのみならず、却て舊時に優る新市街を見るに至り、戸數約四千を算し、道路廣闊平坦にして高樓櫺比するの現状也。邑の西部は馬來族の部落を成し漁夫其の半を占む。又支那人街は他に於けると同じく此處にても一區劃を爲し、商界の中堅たり。人口は附近の諸村落を加へ六萬五千餘人にして、將來増加の趨勢に在り。由來「セブ」島は島内各市邑との交通便なるが故に、當港は島内貨物の集散地として、馬尼刺市に次ぎ「セブ」「ギホール」「レイテ」「サマール」及「ミンダナオ」島の東北岸に於ける商業上の中心地たり。而して當港の生命は「マニラ」麻にして、近時著しき發達をなしたるは麻の騰貴と其の産額の増大とに在り。

附近群島には魚介豊富にして、幼稚なる土人の漁法に依りながら尙漁業地として著名なるは子輩の看過する能はざる所也。

「セブ」島には食鹽を産出し陸には沃野肥田多く、且つ各種の工業も亦勃興しつゝあれば、將來漁業者の移住地として島中の良好地たるを疑はず。

之を要するに商業其他萬般の施設經營は馬尼刺に比し遠く及ばずと雖も、築港に工事に銳意努力しつゝあるを以て、將來比島南方に於ける商工業の重鎮たるべきは期して俟つべき也。

物價は凡て土地生産品は安價なるも、輸入品は概して馬尼刺に比し一二割高價也。主なる輸入品は米、石腦油、鹽、石炭及雜貨等とす。邦人の居住する者は明治四十四年に二十餘人を算せりと云ふ。本港

輸出入は多く英人に依り、小賣業は殆ど支那人の獨占する所なるは亦「イロイロ」港と同じ。

### 第五節 馬來半島の漁業根據地と水産貿易港

#### 新嘉坡

新嘉坡島は僅かに三哩弱の「ポールト」海峡を夾んで、「ジョホール」州に面する一小島にして、長約二十七哩幅員十四哩、面積二百六平方哩、附近數多の附屬諸嶋を控へ蘭領「ブラウ、バタン」と相對す。抑も新嘉坡は東洋、南洋及印度洋の中央に位し、前面に「スマトラ」、瓜哇、「ボルネオ」、「セレベス」、「ニューギニア」及濠洲大陸あり。背後に馬來半島、暹羅、緬甸あり。西に印度、東に佛領東印度、支那大陸の相連るあり。新嘉坡海峡は印度洋と太平洋との咽喉を扼し、印度を経て東する船舶と、支那海及太平洋より印度洋以西に到らんとするは船舶とは、共に必ず此の海峡を通過せざるべからず。換言すれば西より支那日本に至るもの、東より西亞細亞、阿弗利加歐洲に至るもの、及南洋を横りて濠洲に至るものは悉く新嘉坡を過らざるなし。實に本港は世界船舶の集散地にして東西航路の關門たり。唯東洋貿易に於ては地理、歴史の關係上香港に及ばずと雖も南洋通商に於ては新嘉坡は實に他に比無き形勝の地を占め、濠洲には他より直通の航路あれども、馬來半島は固より蘭領諸島其他南洋の通商貿易は此の地の連絡に待たざるを得ず。即ち蘭領諸島の交通貿易は一に新嘉坡を基點として行はるゝもの也。爰を以て英國官民の施設經營完きを得、馬來半島各地の産業交通は日に月に開拓の運に

向ひ、錫鐵の發見に逢ふて護謨事業の發展を促がし、其の進歩の狀は世界を驚倒したるものあるのみならず、椰子樹の栽培、米作の獎勵其他産業の保護開發と共に鐵道は已に半島西部を貫通し、又東部諸洲を貫きて暹羅鐵道に接続せんとするの計畫其の緒に就かんとし、西部線は更に緬甸に通ずるの豫定線を見るあり。殊に輓近南洋諸島は長足の進歩を遂げ、猶底止する所を知らざるの有様なるを以て新嘉坡の發展も亦驚くべきものあり。

人口 今日市の人口其他に付摘記すれば左の如し。

千九百十一年の調査に依れば、市及其の附近を合せ合計三十一萬千九百二十五人にして、内歐米人五千七百三人、歐亞混血種四千七百十二人、亞細亞人三十萬一千四百七十人也。

而して亞細亞人中約二十萬人は支那人にして本邦人は僅に千二百四十六人に過ぎず。

貿易 同年新嘉坡の出入船舶合計三萬一千五百六十隻、此の噸數一千七百二十一萬三千七百八十二噸内商船一千五百四十五萬五千四百七十六噸にして五年前に比し約二百萬噸の増加とす。又同年に於ける貿易を輸入四億六千四百三十七萬圓輸出三億九千八百八十七萬圓、計八億六千三百二十四萬圓の巨額に上れり。而して本邦との貿易額は約一千百萬圓にして、本邦よりする輸出品の主なるものは石炭、燐寸、衣類、曬乾魚、絹織物等とし、本邦への輸入品の主なるものは錫、護謨、棉花、氈甲、介類等とす。尙本邦との海産貿易は第七章に於て之を詳にせり。

銀行 主なるものは印度支那銀行、「チャータードバンク」、香港上海銀行、印度商業銀行、和蘭銀行、蘭領印度商業銀行及臺灣銀行等にして、此の他支那人の經營するもの十數軒あり、何れも手形を發行す。邦人の爲替取引は主として臺灣銀行にて之を行ふ。

新嘉坡港船舶出入表 (千九百十一年)

船種	入	港	出	港	合計
商船	五、七七一	七、七三七	五、七六一	七、七七一	一一、五三三
土民船	九、八一	五、四〇	九、八四二	五、四〇	一九、六四三
軍艦	一九二	三三八	一九二	三三八	三八四
合計	一五、七六五	八、六二七	一五、七九五	八、五九六	三二、五六〇

漁業 新嘉坡は前記の如く南洋の中心に位し、市内に魚菜市場五箇所ありて、平均一箇月の鮮魚販賣高約拾五萬圓、平均魚價は一擔十五弗(十七圓二十五錢)内外也。漁場は市の前面「リオ」群島及新嘉坡水道にして、漁場と市場との連絡極めて良好也。魚類の主なるは鰕、鱈、鯛、鱈、其他底魚類にして相當に棲息するを見る。漁具は魷を主とし他に曳網流網等あり。漁夫は馬來人及支那人にして極めて迂遠なる漁具漁法に依りながら、猶且相當の漁獲を得つゝあり。故に若し本邦の漁業者にして此地を根據地として延繩、打瀬網、建網等を營まば有利ならん。

加之現今の需給状態より見るときは、此の地に本邦漁船百隻位を送るも、供給過剰又は魚價を低落せしむるが如き憂なかるべく、且つ新嘉坡は前記の如く鹽乾魚の輸出入盛なるを以て、場合に依りては之を鹽乾魚に製するも、一擔十一弗位には販賣するを得べし。且つ新嘉坡には漁業に關し何等煩雜の制度なく、何人も之を營むこと殆ど自由也。

物價 新嘉坡の物價(小賣相場)は以て南洋一般の物價を推すべきものあれば之を掲ぐることにせり。  
 麪包(支那人製) 一封度 〇六  
 同(佛人製) 同 〇七  
 牛肉(上等) 同 一八  
 胡椒(カレー) 一封度 二〇  
 地廻り雞卵 百箇 三、〇〇  
 輸入雞卵 同 二、五〇  
 鶯卵 同 二、〇〇  
 鮮魚(上) 一封度 一九  
 鮮魚(下) 同 一六半  
 果實 一封度 〇五

密柑	百箇	二、〇〇
レモン	同	一、〇〇
バナナ	一枝	六〇
バインアップル	一打	九六
西瓜	一箇	四〇
鷺	一羽	一、八〇
穀類	一袋(百封度入)	四、〇〇
秣	一籠	一、二〇
豚脂(英國製上等)	一封度	四〇
同(米國製)	同	二五
氷(一封度以下の小賣)	同	〇二
氷	一噸	二〇、〇〇
羊肉	一封度	三五
牛乳	一瓶	二〇
玉葱	一籠(二十五箇入)	二五

豚肉	一封度	二五
豚肩肉	同	二四
蝦	同	二五
馬鈴薯	一ハンドレット ウエート	二、二五
馬鈴薯(英國種)	同	三、五〇
食鹽(料理用)	一封度	〇二
白砂糖(上等)	同	〇九
白砂糖(二等品)	同	〇八
牛脂肪肉	同	二五
羊脂肪肉	同	三〇
龜	同	一四
食用野菜	同	〇八
胡蘿蔔(ニンジン)	一封度	一〇
蕃茄(アカナス)	一封度	一〇
胡菜(トウジサ)	一封度	一〇
佛蘭西豆、キャベツ	一封度	一〇

フランダムिटツバ、葱サラダ	同	、〇八
蕪菁	同	、〇五
菽荳	同	、〇五
南瓜	一箇	、一四
キャベツ	同	、二〇
野菜	同	、〇五
小落	同	、〇八
蛇麻草 Hoh	同	一、一〇
壓搾林檎	一箱	三、五〇乃至四、四〇
鹽肉	一封度	、二五
鳩	一羽	、三〇

(上表の弗及仙は新嘉坡通貨にして一弗は我一圓十五錢百仙を以て一弗とす)

馬拉加港 (英領海峽殖民地)

馬拉加殖民地は新嘉坡と彼南との中間「ネグリスミラレ」洲の西端に位し新嘉坡の北西約百十哩の處

也。縦約四十二哩幅員八哩乃至二十五哩、面積六百五十九平方哩、人口十二萬四千〇三十八人にして其の人種別左の如し。

一、歐米人 男<sup>二二一人</sup> 女<sup>八二人</sup> 二、歐亞混血人 男<sup>八四七人</sup> 女<sup>七三九人</sup> 三、亞細亞人 男<sup>七三、九二三人</sup> 女<sup>四八、三二六人</sup> 合計一二四、〇三八人

右の内我日本人は男十四人女七十八人合計九十二人に過ぎざる也。此の地は東洋に於ける最も古き歐洲殖民地の一にして、千五百十一年葡萄牙人初めて之を占領し、千六百四十年蘭人の驅逐する所となり爾來或は蘭國の占有に歸し、或は千七百九十五年英人の掠奪する所となり、尋で又千八百十八年再び蘭領に歸せしが、千八百二十四年に至り「スマトラ」に於ける英領殖民地と交換の結果、又英國の版圖となり以て今日に及べり。交通は海陸相俟て四通八達す。即ち海には「アラン、アラン」及新嘉坡當地沿岸諸港と航路相通するは勿論、歐州、印度及南洋航路船の寄港するもの少からず。陸には道路の完全なるあり。加之當港よりは「タムビン」にて馬來半島縱貫鐵道に接続する鐵路のあるあり。電信郵便を始め其他文明の機關殆ど備はらざるなし。市は馬拉加河に跨り之を連絡するに數橋あり。今自由貿易港たる當港の千九百十年度の輸出入及船舶出入數をも茲に示すべし。

輸出 七八七、二四三磅 輸入 七七六、三九九磅 合計 一、五六三、六四二磅

馬拉加港船舶出入表

船種	入		出		合計	
	船	噸	船	噸	船	噸
商船	九八四	二九五、三四一	九八四	二九五、三四一	一九六八	五九〇、六八二
土民船	一、五九八	四一、六四三	一、五四一	四九、九八五	三、一三九	九一、六八二
軍艦	二六	一三、〇〇〇	二六	一三、〇〇〇	五二	二七、〇〇〇
計	二、六〇八	三三九、九八四	二、五五一	三三八、三二六	五、一五九	七〇八、三一〇

當市は嘗て一時繁盛なる貿易港なりしが、現時物産の過半は新嘉坡を経て輸出せらるゝが故に、貿易上より見る時は今日にては僅かに新嘉坡の外廓たるに過ぎざる也。

常港附近は馬來半島中有名なる漁場なるも、依然幼稚なる土人及支那人により漁業せらるゝのみにて何等の進歩發達を見ず。若し本邦より漁業者の移住するあらば此の地も又有望なる漁業地の一たるや疑なし。

彼南港 (英領海峽殖民地)

彼南は馬拉加海峽の北口に近く馬來半島西岸に位せる一島にして縦十四哩横六哩乃至九哩面積百〇八平方六哩、英領海峽殖民地中最北なるものにして、千七百八十六年の創建也。島の北部には山多く一山脈中央を貫き南西端に近くに沿ひ低下す。然れども全面積の三分の二は平坦にして傾斜緩也。樹木の繁茂せるは山多き方面と同じ。人口は千九百十年末の調査に依れば

一、歐米人 男七九二人 女四七〇人  
 二、歐亞混血人 男九四八人 女八二六人  
 三、亞細亞人 男一六九、九八三人 合計三十一萬四千〇〇三人、内邦人は男六十三人女二百一十一人合計二百七十四人を算す。市街地の人口は支那人多數を占め、馬來人は多く地方に居住す。彼南市(土語ピナンなるも)は島の北東端の平地に在り。市街清潔、水道を敷設して市内に給水す。市内には美麗なる教會堂、寺院、裁判所、政廳以下の諸官衙、監獄、公立學校、養育院、公立病院、陸軍病院及船渠等あり。近郊には兵營あり。實に本港は市區整然、風致幽雅の地として世に稱せらるゝのみならず、又文明の機關一として備はらざるなく、東西に去來する世界的航路船の衝に當るが故に、其の繁榮新嘉坡に次ぎ、對岸「スマトラ」島とは日として交通の便無きは無く、陸に向ては特通汽船に依るべく、對岸よりは「ブライ」鐵道を経て馬來縱貫線に接続す。貿易は本港も前二港と同じく自由港にして、千九百十年の輸出入左の如し。尙船舶出入數をも示すべし。

輸入一二、〇八二、六四二磅 輸出一一、七二四、九九八磅 合計二三、八〇七、六四〇磅  
 輸出品の主なるものは錫、砂糖、香料、水牛皮、角、籐、護謨、珈琲、及阿片等とす。

彼南港船舶出入表 (千九百十一年)

商船	入		出		合計	
	船	噸	船	噸	船	噸
商船	二、九五〇	三、八七、七九八	二、九六一	三、八八、九九七	五、九六一	七、七六、六九七

船種	入		出		計
	船	艦	船	艦	
士民	七〇四九	三六	七、一五七	三五	一四、二〇六
軍計	一〇、〇三五	四、三三三	一〇、一五三	四、四一五	二〇、一八八
計	一七、〇八八	四、三六九	一七、三一〇	八、八五〇	二六、一六〇

近時護謨其他産業上の開發著しきものあるを以て、數年後に至らば緬甸鐵道の貫通と共に一層重要な都市たるべし。殊に吾人の注意すべきは、附近の海は即ち馬拉加海峽の北端にして「ベンガル」灣に近く、從て漁場の良好なるもの多く附近は魚密集し各種の漁業盛也。今少しく彼南の漁業に付述ぶる所あらん。

彼南州漁業は多く魴を定置するものにして、網漁業又相當に行はる。千九百二十年度出願登録の漁船は三千百三隻、魴七百十九個、漁網三百七十七統「ボンバン」と稱する一種の定置網五十六統を算し彼南全島を通じて漁業（鹽乾魚製造を含む）に従事する者男女合せて約四千八百人に及び、彼南市及附近村落にて消費する魚類は一ヶ年鮮魚約一萬噸、鹽魚八千噸乃至一萬噸なるが此の消費高を以て全局の産出高とすべからず、是れ左の輸出入あるが故なりとす。

千九百十二年魚類輸出入表

鮮魚

輸出 輸入  
二九、八八〇 一一、七八三

千九百十二年鹽乾魚輸出入表

輸出		輸入	
數量	價額	數量	價額
?	七八〇、〇〇〇	一〇七、九八二	一一、五二、九九九

輸出先の主なるは香港、「ペラ」州、「スマトラ」、孟買、蘭領東印度、馬來半島西部及暹羅等とし、輸入は主として日本、香港、英領「マドラス」錫崙、「スマトラ」馬來半島西部、暹羅及佛領印度支那等よりす。鮮魚は何人も彼南市場にて販賣するを得るも、販賣額の五分を公設市場に納め、立會支那人に對して亦五歩を手數料として支拂ふを要す。市場の店臺一個に付一日一弗乃至一弗二十仙を支拂ふ時は自ら市場に出て、販賣するを妨げず。彼南に於ける漁業及市場並に需用供給の狀況は大體に於て新嘉坡と相似たり。而して附近は定置漁場、打瀬網漁業に適する漁場にして新嘉坡に次での漁業地也。

第六節 蘭領東印度の漁業根據地と水産貿易港

「リオ港」

「リオ」港（一名「タンジ」）は新嘉坡の對岸「ビンタン」島に在る自由港にして、人口四千人を有す。新嘉



坡「バタビヤ」及「インドラギリ」の首府「レンガット」間を交通する毎月一回乃至二回の定期漁船あり。一ケ年の貿易高は輸入約百二十萬圓輸出高二百五十萬圓にして、輸入の主なるものは米、砂糖及鹽魚とし、輸出の主なるものは「ガンビール」、「コブラ」、「セイゴ」、護謨及白胡椒とす。特に「ガンビール」は同地の特産物にして、千九百九十年の輸出高は九十餘萬圓に達せり。「リオ」附近は一體の好漁場にして漁業盛也。此の地と新嘉坡とは小蒸氣にて僅かに四五時間の距離にして毎日船便あり。故に此の地方の魚類は氷藏して前記汽船に依り毎日新嘉坡に運搬せらる。新嘉坡に供給する魚類は此の附近より供給するもの多し。本邦の漁具を用ふるには建網、鮫鱈網、延網、一本釣等最も適當なりと認めらる。

## 爪哇「バタビヤ」市

「バタビヤ」市は蘭領東印度の策源地にして、蘭領東印度總督此處に駐在す。市街は之を分ちて新舊の二と爲す。舊市街はもと海岸なりしが滄桑の變を閲して陸地の海中に延びたるが爲め、現今にては一哩の内陸となり縦約四分の三里幅員半里の長方形を成し、銀行及汽船、保險其他の會社商店等高厦巨館相列り、殊に「カリブツサー」河の兩岸に在るものは更に宏莊を極め、商業繁華市況潑瀾たり。商店は支那人の經營するもの其の大部分を占め、特に「ビントウツツサー」及「ビントウ、ケチイル」並に「バツサル、バル」(新市)等は支那商軒を並ぶるが中に、日本商店は唯僅に一二あるのみ。新市街は舊市の兩方に位し、總督官舎、病院、兵營、練兵場、商品陳列場、學校、各官衙、市役所、裁判所、郵便

電信局、商業會議所、公園、俱樂部、ホテル、各官吏の住宅、紳士の邸宅其他公私の建物あり。土地高燥蔚然たる樹木市中に生々として街衢整然たり。到る處運河相通じ市内の交通を助くるのみならず涼風を送るが故に市街の鬱蒼たる樹木と相俟て「バタビヤ」の清涼劑たり。又電車及市街鐵道の通ずる外數百の馬車ありて我人車と等しき用を辯じ、中流以上の士は外出必ず馬車を用ふ。道路は島内各地に通せり。島外に向ては新市又は舊市より汽車に依り「タンジョン、ブツヨック」港に到り、同港より新嘉坡「スマトラ」、「ボルネオ」、「セレベス」、「ニューギニア」及濠州に汽船の連絡あり。「タンジョン、ブツヨック」港は「バタビヤ」港の漸次埋没して新時代の貿易港として價値なきに至りたる爲め、和蘭政府に於て新に築港せる所謂「バタビヤ」新港にして、千八百七十七年より千八百八十八年に至る十年の歲月と千八百餘萬圓の資を以て、舊港の東方平地を深く鑿掘したるものにして、灣内水深く内外汽船常に輻輳し、船渠、鐵工所、税關、倉庫其他港灣としての設備殆ど至らざる無し。「バタビヤ」市の人口は約十五萬人也。

輸入品の主なるは木綿、羊毛、陶器、鉛及亞鉛製器具、石炭、石腦油、酒精、乾魚、鹽魚家具類とし、輸出品の主なるは樹皮、珈琲、護謨、獸皮、藍、胡椒、香料、米、砂糖、茶、錫、茶、煙草とす。當地には二三の日本商店及一旅館あり。

此地附近の漁業は爪哇人の營む所にして、魷漁業の外見るべきものなきも、市の附近にある廣大なる

虱目魚養殖地ありて、毎日其鮮魚を市場に供給しつゝあり。然れども尙其の需用に應ずる能はずとは魚市場商人の均しく言ふ所にして、第六章「バタビヤ」魚市場に於ける魚價は之を證して餘ありと云ふべし。

「バタビヤ」附近の海は淺く底質泥土にして潮流緩也。且各種の底魚多く陸風と海風とは常に規則正しく吹き來るを以て、打瀬網漁業に向ては極めて恰好の地なるを疑はず。此の地は實に瓜哇に於ける三大貿易港たると共に、又有數の漁業根據地たるを忘るべからず。

瓜哇「スラバヤ」港（泗水）

「スラバヤ」は瓜哇島の東端に位し、「マヅラ」島と相對し瓜哇最大の同港場にして、人口實に十五萬餘商業貿易上蘭領東印度中第一と稱せられ。且つ五ヶ年繼續の築港の竣工を告げんとするあり。願ふに「バタビヤ」は政治の中心にして我東京に比すべく「スラバヤ」は即ち大阪に比すべし。通商貿易上の位置は蘭領東印度中他に見るべからざる要樞を占め、東南濠洲「ニューギニア」其他の諸島間の要衝に當り、北西「ボルネオ」及「セレベス」は指顧の間にあり。地理上の位置は我關門と相似たり。故に内外の商船兵艦の出入毎年百八十餘萬噸に達し、將さに「バタビヤ」を凌駕せんとするのみならず、新嘉坡及濠洲計劃せる所以なるべし。實に蘭領諸島間を航する船舶は本港を基點とするのみならず、新嘉坡及濠洲には汽船の連絡するあり、陸には鐵路ありて島内各地に通じ四通八達の觀あり。市街は亦「バタビヤ」

の如く上市下市の二部より成り、上市には歐人の住宅多く銀行會社及商店は下市に在り。市内には自働車約三千臺、馬車一萬餘臺ありて交通機關全く備はれり。之を「バタビヤ」に比するときは市街の結構設備稍や劣る所あれども、其の商業の活氣あるは遙に其の上に在り。且つ將來最も有望なる「セレベス」「ニューギニア」「ボルネオ」等を控へ眞に瓜哇の大阪を以て目すべき也。

「スラバヤ」は前面に「マヅラ」島を控へ茲に一海峡を形れり。此の邊は各種の底魚多く、舩は海岸一體に密設せらる。然れども水深五六尋以上に於ては手繰網及流網の外漁業なしと雖も、打瀬網漁業には極めて恰好の漁場にして各種の點より見て他に多く其の比を見ざる所なりとす。

「スラバヤ」には魚市場の設けなきも一般市場にて支那人又は土人の魚類を取扱ふあり。魚價は「バタビヤ」以上にして供給不足の度は又同市より多し。此の地本邦人の居住する者約百人也。

瓜哇「スマラン」港（三寶壟）

「スマラン」は人口約十餘萬「バタビヤ」及「スラバヤ」と共に本島の三大港にして、中部瓜哇の物産は主として此地より輸出せられ、内外の商賈軒を並べ殊に支那商賈の根據地にして、建源、黃冲涵を初め林堤、光盛、顏江守及郭春秋等の豪商在りて、殆ど瓜哇經濟界の牛耳を取るが故に、東亞の貿易は本港に依ること最も多し。是等豪商中顏、郭二氏は臺灣人也。

港灣は良好ならざれども内地との連絡甚だ便に、西は「チエリボン」東は「スラバヤ」に通ずる鐵道市中

を貫き「ソロ」に到らんには私設鐵道あり。「ジョクジャ」に到らんには汽車と蒸汽鐵道と連絡すにより内國沿岸は勿論海外との交通安至便なるが故に、毎年出入船舶百六十萬噸乃至百八十萬噸を下らず市況常に振ふを見る。理事、裁判所爪哇官設鐵道本部、學校、教會、寺院其他ありて文明の機關は備はらざるなし。在留日本商店は潮谷、小川、横山等二三の雜貨商也。

爪哇「チエリボン」港

「チエリボン」は「バタビヤ」、「ストラバヤ」及「スマラン」に次で有名なる港也。「タナボイレト」の南約十四哩の海岸に在りて「バタビヤ」、「スマラン」間の中央に位し人口二萬五千、理事官駐在す。砂糖、茶、珈琲、藍及「チーク」材の輸出を以て名あり。歐米人は「タナキル」と稱する新市街に居住す。本港は南岸に於ける「チラチカップ」と比すべき北岸の漁業地なるが故に、我漁業者の移住地として一考の價値あり。殊に「チエリボン」より内部に入れば島中第一の氣候温和土地豊饒にして人口五萬餘を有する「パツドン」市あるのみならず、其他の驛邑亦多きを以て漁獲物の販路等頗る便なるものあり。此の地に近き「インダルマユ」及「エリタン」の二ヶ所は有名なる漁場にして魷漁業及大手線網漁業盛也。就中魷漁業は最も此の海洋に適し相當に有利なるを認めたり。然れども魷は前記の如く海深大なる所には之を建つる能はざるを以て、本邦の建網を以て之に代用せば一層有利なるべし。此地には毎日魚仲買人數十人集り來るを以て、漁獲物の販路に窮する如きこと毫もなし。「チエリボン」には本邦人約二十人在

留せり。又同港は爪哇に於ける鹽乾魚の輸入港として著名なるを忘るべからず。

「ボルネオ」島「サンダカン」港 (英領なれども便宜上茲に記せり)

「サンダカン」港は英領「ボルネオ」洲の首府にして、港口「バハラ」島と其の南東の對角岸の間約一哩四分一ありて漸次内方に廣く、「プロブイ」の北に於て三哩以上の廣淵なる灣となりて錨地を形成す。本港は「プロブイ」の南及西に延び其の長さ港口より十五哩水深は港口十六尋より灣奥三尋まで也。灣内の首邑を「エロブラ」と稱し、北「ボルネオ」各洲沿岸諸港及香港並に新嘉坡との交通は定期及臨時流船ありて不便ならず。

主なる輸出品は護謨、林産物、コブラ、煙草、鹽魚、介類、西穀米、樹膠及藤等とし、輸入品の主なるは織物、鐵器、米、砂糖、鹽、阿片及各種の既製品とす。而して本島の貿易は過半新嘉坡を経て行はれ、其の輸送は殆ど北獨逸「ロイド」汽船會社の汽船に依れるを見る。人口は精確なる統計を得難きも約一萬七千也。

「ボルネオ」島「パンジャルマシ」市

「パンジャルマシ」市は「ボルネオ」の最大河たる「パットー」河口に在り。蘭領「ボルネオ」の首都にして人口四萬餘、理事官駐在し政廳其他の官衙諸會社商店等相連り市區整然たり。「パットー」河は水深く流域長く六百哩の間を遡航すべく、流域に沿ふて「ブイントク」、「ムラテエ」、「パネブチー」支流には

「ナガラ」、「アンモータイ」等の小都市あり。河に沿ふの沃野は茫々數百哩の廣袤を有するも未だ嘗て犁鋤を加へざるの地甚だ多く、野生護謨、藤、椰子、樟樹等の林産及金剛石、金、銀、石炭等の礦産に富めり。又土蠻の耕耘に依り米穀蔬菜を産するあるも、今日に於ては猶未發の天産は無盡藏と云ふべく、之を開拓せば其の利溥るべからざるの林野沃土は、殆ど無人の境に等し。此の如き富源の地を内に控へて其の咽喉を扼する當港將來の發達は又疑ふの餘他なく、今日と雖「スラバヤ」、「パタビヤ」新嘉坡等と交通の連絡するのみならず、亦能く本島沿岸及「セレベス」、「マカッサ」を連絡し、内陸には河流の交通頗る便なるあり。其の日に月に發展の域に在るは偶然にあらず。

「パタビヤ」河は蝦其他の河魚多く、就中蝦を饒産し土人は之を曳網の類にて盛に漁しつゝあり。

蝦は之を乾燥するに於ては其の販路、貯藏等に苦まざるを以て、當市附近の蝦漁業の注目すべき價値あるは又設くの要なき也。蓋し「ボルネオ」島は今日僅かに開發の緒に就けるのみ。從て東海岸「クアタ」河岸の「サマリンダ」港(第二の都會)の如き西海岸河口の「ボンチアナタ」港(人口二萬餘)の如き何れも本港と同一状態に在り。

#### セレベス島「マカッサ」港

「マカッサ」は人口約五萬「セレベス」島の咽喉を扼し島中の策源地として蘭領東部に雄視し、將來蘭領に於ける新嘉坡たるべしと稱せらるゝの地也。「スラバヤ」より舟行僅かに四十時間にして達すべく風

光明媚氣候亦快適也。周圍を見るに東に「ニューギニア」を控へ南方濠州に面し西に「ボルネオ」北に比律賓を望んで最も樞要の地を占む。今日に於ては「スラバヤ」に一等を輸するも地理上の關係より見るときは「マカッサ」が「スラバヤ」に優れるは單に地圖を見るのみにて之を首肯すべし。故を以て和蘭政府は本港にも亦築港工事を企畫し今や已に大半竣工せるを見る。港内水深くして且つ清く七八千噸の汽船は優に横付するを得べし。「マカッサ」の狀況斯の如し。故に港灣工事の完成と共に本島對岸「ボルネオ」並に東方「ニューギニア」其他附近諸島嶼の開發せらるゝあらんか、是等諸島の物産は一として此處に集まらざるものあらざるべく、從て是等廣大なる諸島の集散市場たるを必ずべし。既に近年各島の輸出増加は驚くべきものあり。加之新嘉坡よりの直航路開けしかば是等物産の輸出と商品の輸入を開始するに至り、「スラバヤ」の如きは非常なる打撃を蒙りつゝあるは世の知る所也。殊に近時政府は土地の開發に努め道路の修築椰子其他の栽培等に至るまで奨励しつゝあれば、早晚非常の發展を見ん乎。

斯の如くなるを以て現今に於ても市況繁華にして活氣あり。港内には常に「ローヤル」、「ダツチ」、「バケツト」及「ロイド」汽船の數隻碇泊せざるはなし。輸出品の主なるは椰子、護謨、藤、ダマル、紫檀、黒檀、香木、高瀬介、眞珠介其他介類獸皮、麻角、鼈甲、米、珈琲、綿、玉蜀黍等にして、其主なるものを表示せば左の如し。(一盾は我八十錢六厘也)

年別	種別	珈琲	ゴバシム	籐	香料	獸皮	眞珠介	高瀬介	金	銀
千九百十年		一七、七〇〇	四八、五〇〇	一六〇、〇〇〇	四〇八、〇〇〇	不明	二七、三三五	一一、〇〇〇	四四六、八〇〇	三三三、二〇〇
千九百十一年		三六、九〇〇	四六、七〇〇	二〇三、〇〇〇	二九、〇〇〇	一三、七〇〇	三一、九〇〇	一五、〇〇〇		

日本人の居住する者約七十人、商舖の主なるは稻垣、永井の二商會とす。商人としては他と同じく支那人最も勢力を有し、亞刺比亞人亦一部の發展を遂げつゝあり。

「マカツサ」附近は高瀬介、海鼠、眞珠介等の有名なる産地也。

特に當港前面に基布する四十有餘の島嶼及其附近は高瀬介を産すること夥しく、土人は皆素潜りにて之を採取しつゝあり。然れども土人の素潜りは何れも數尋以内の漁場に於て之を行ふものにして此の廣大なる漁場の大部分は殆ど手を下さざるの有様也。故に本邦に於ける簡單なる潜水機を使用し、又は土人より優れたる本邦人の素潜りに依り之を採取するを得ば最も確實にして又有利なりと信ず。「マカツサ」には稻垣、永井等の介取扱店あり。又此の地は鹽乾魚及鮮魚の需用夥しく、鹽乾魚は「セレベス」地方及新嘉坡より供給を受くるも、鮮魚は唯僅に土人の小漁業に依るのみなれば、素より其の需用に應ずる能はず。加之附近は一體に網釣漁業に適する漁場にして、鱒、鯉及各種の底魚極めて多し。此の地の魚市場は小規模なれども稍見るに足るものあり。市場商人は土人又は支那人にして漁業者（土人）に前貸をなす。然るときは漁業者は毎日多少の魚を市場に持來り商人に渡し、前借を返還し終れば又更に前借をなすものにして、漁業者は全く前借の辨済のため漁業に従事するの狀也。

「セレベス」島「メナド」港

「メナド」港は「セレベス」島の北東端「ミナハサ」州の首府にして、灣口西に開き其の幅員約七哩灣入四哩にして灣内水甚だ深し。市街は海濱に並行し土民部落も亦秩序整然且つ清潔なるは南洋何れの地方にも見ざる所也。人口約二萬居留民は支那人最も多く亞刺比亞人及孟買人之に次ぐ。我日本商店も一戸あり。銀行には「チャータード」代理店及瓜哇銀行支店等あり。其他理事廳裁判所稅關郵便局其他の官公署あり。固より「マカツサ」が本島の南西端にありて優秀の位置を占むるに及ばざるも本島東端の要衝に當り恰も我國館に比すべし。實に「メナド」は人種風俗氣候及住民の性情共に我日本に酷似し、住民は自ら日本人と其祖先を同ふすと云へり。「メナド」は「ミナハサ」方面の貨物集散地にして、附近諸島及「サンギール」諸島等の貨物供給物産輸出港也。輸出品は椰子、黒檀、紫檀、「ダマル」、珈琲、護謨花、荳蔻油、肉荳蔻、「バラ」、「コ、ア」、米、鼈甲及高瀬介等を主なるものとし、輸入品の主なるは鹽乾魚、陶器、硝子、小間物類、麥粉、鐵器、燐寸、石油、鹽、砂糖及煙草等とす。陸上市邑間の道路は廣濶にして整齊、東馬の往來に便也。海上の便は「バタビヤ」、「ストラバヤ」及「マカツサ」などの定期汽船あり。郵便電信等の備はれるは他の主要都市に同じ。

由來「ミナハサ」州は蘭領東印度中最も風俗醇良の地也。土地高燥樹木繁茂し氣候温和にして殆ど我國

の春秋の交に似住民は基督教に歸依して敬神の念篤く、教育普及し知識發達し且つ性情頗る我日本人に類し其の邦人を敬慕すること殆ど想像の及ばざる所也。

「メナド」附近は海上一體に魚類多く鱈、鯉、鰻の類は海面に群をなし、土人は僅かに手繰網、小地曳網の類を以て之を漁するのみなれども相當の漁獲あるを見る、魚價は一斤十五錢位にして鮮魚の需用は單に「メナド」市及其近在に限れども、北部「セレベス」體の需用は皆此の地を通ずるを以て、鹽乾魚の需用多く目下新嘉坡、瓜哇、又は「マカッサ」を通じて輸入しつゝあり。然れども若し相當の漁具を使用せば此の輸入は素より防遏するを得べし。又單に「メナド」市に鮮魚供給の目的を以て此の地に漁業を營むも相當有利なるべし。

當港附近には本邦人にて農業牧畜等に成功せしもの二三あれば、漁業を創むるに於ても種々の便宜あるべし。

「ハルモヒラ」島「タルナテ」港

「タルナテ」港は「ハルモヘラ」群島に屬する一小島にして、全島殆ど圓錐形火山を成し、市は東岸の山麓海濱に位し風景絶佳也。人口約一萬人島内産物の見るべきなしと雖も、前面「ハルモヒラ」群島を控へ附近に於ける唯一の良港にして「ニューギニア」航路の衝に當り、此の航路の汽船は何れも必ず寄港するを以て商業繁盛、殊に全島貨庫の稱ある「ハルモヘラ」群島の貿易は殆ど本港に依るのみならず、

「ニューギア」島の物貨も亦多くは此の地を經由するの状況也。而して本島に集散せらるゝ物産の主なるものは椰子「ダマル」鼈甲、籐、バラ(香水原料)、木材(黒檀は「ハルモヘラ」第一の名産にして全島之を以て蔽はる)、鳥羽毛等也。今日に於ては汽船の寄港少きも帆船の出入は甚だ多し。而して汽船の寄港は英、獨二國船の新嘉坡より毎三週一回と毎月一回及蘭國定期郵船の月一、二回あるのみ。官衙は蘭國政府駐在官廳、酋長邸、税關等主なるもの也。在留民は「メナド」と同じく支那人亞刺比亞人及孟買人の順序にして、歐米人は約三百人を算し邦人の居住は僅かに數人のみ。

「タルナテ」港内及「ハルモヘラ」群島附近一體は鱈、鯉等の棲息尠ならず。殊に鱈は棧橋附近にすら群をなし海底を窺ふ能はざる程也。土人は之を空釣にて掛けて漁獲しつゝあり。鯉も灣内に群來し陸岸より之を望み得べく、土人は曳繩(疑餌釣)にて之を漁獲し、多きときは市場に三百本少なきも三、四十本を上すと云ふ。鯉は平均一尾一貫目以上にして、價額は二十五錢乃至一圓二十錢年中灣内にて漁獲し得と云ふ。此の地は人口僅かに一萬に過ぎざるを以て其の需用は僅少なるべく、漁獲物は鹽乾魚其の他となして他に移出せざるべからず。而して漁具としては鱈には棒受網、敷網、揚繰網鯉は一本釣を適當とす。

今日にありては「タルナテ」附近の魚類は單に同市の需用に止まり之を漁獲するもの少きも、前記漁具を以て之を漁するに於ては、鱈の如きは恐らく其の處置に苦むばかりなるべく其の豊富なるは全く想

像の外なりとす。

## 第十章 漁業に関する法規

法規は社會の必要に應じて制定せらるものなるが、社會は常に同一の状態にあるものにあらず。漸次向上發展するは歴史の證明する所也。此の如く社會の状態異なるに隨ひ、其の秩序を維持し其の幸福を増進する上に於て、種々の法令法規の必要を見るに至る。故に今日の法令も期年ならずして、全然死文に屬し、又新規法令を制定するの必要を感ずるに至るの例は、文明國に於ても常に發生する所にして時々法規の改廢制定を見るは之が爲めなりとす。今南洋諸邦の社會状態を觀察するに一二の例外は之を措き一般に極めて幼稚の程度にありて、其の進歩發展は今後に俟つべきもの多し。従て完全なる法規の制定なきは勿論、機に臨み變に應じ目前の必要に驅られ時々制定せられたるもの、如し。而して此の如き幼稚の時代にありては一般に進歩發達の程度急速にして、法規の改廢頻繁を極め實に朝令暮改の觀あるは蓋し免れ難き所なりとす。然れども南洋に於て事業の經營を企つるものは、其の法令法規の一斑を知り大體に於ける爲政者の方針を窺ひ、之に應ずるの計畫を定むべきは必要の事なるを以て茲に現今施行の演業法令法規の類を蒐集し、斯業者の便に供せんと欲する也。

### 暹曆百二十年水産税法（暹羅）

現行水産税法改正の必要を認めたるに依り茲に新に水産税法を制定すること左の如し

第一條 本法は暹曆百二十年水産税法と稱す

第二條 本法は公布の日より暹國各州に之を施行す

第三條 本法中に使用する語句の誤解を避くる爲め之を説明すること左の如し

「セーナーボデー」(大臣)とは地方收税局の事務に關し命令を發する者を云ふ

「チーサービバーン」(總督)とは州内に於ける公務を取扱ふ人及縣の事業を管理する者を云ふ

「チャオバナツクガン」(事務管理者)とは法令に依り事務を管理する者を云ふ

「サットナム」(水産動物)とは凡て中に棲息する生物即ち蝦、蟹、魚類、及介類を云ふ

「チーアヤツブサットナム」(漁業地)とは水産動物の棲息する海、河、溝渠等を初めとし季節に依り流動停止する小川、沼、堀割「クロング」又は水道に接續する沼、池等の水産動物を捕獲する凡ての場所を云ふ

「クルアングム」(漁具)とは魚族を捕獲する爲めに使用する一切の器具を云ふ

「コッドセーナーボデー」(省令)とは本法を施行する爲め大臣の發布する命令にして官報に掲げたるものを云ふ

第四條 漁業に従事せんとする者は其の場所方法の如何を問はず凡て本法に依り許可を受くることを

要す

第五條 本法は凡ての漁業地を左の二種に別つ

第一種、魚族保護の爲めにする漁業禁止地

第二種、漁業地内に於て漁業者が一人なると數人なるを問はず本法に依り許可を得たる者の漁獲に從事すべき許可地

第六條 水産税を左の六種となす

一、各地方に於ける生魚の賣上高に對する税

二、漁業地の設備に對する税

三、一人に限り漁業禁止地内に於て漁業せしむる漁業許可料

四、一人に限り漁業許可地内に於て特殊の方法を以て漁業に従事せしむる漁業許可料

五、漁具税率に従ひ徴收する漁具使用許可料

六、漁具使用税率に依らず人頭に從ひ徴收する許可料

第七條 生魚税率に依り水産税を徴收する地方に於ては漁具使用許可料又は人頭に依る許可料を徴收することを要せず遠隔の地に在りて生魚を市場に運出販賣すること能はざるが爲め生魚税を徴收すること能はざる地方を除き凡て漁具を使用する地方に於ては大臣は省令を以て漁業に依り得たる收

得の百分の十を超へざる範圍内に於て其地方に適應する漁族税率を定むることを得

第八條 總督は時期を定め魚族を減減せしめざる様適當の方法を以て入札の方法に依り漁業禁止地内に於て捕魚の許可を與ふることを得

第九條 寺院に隣接し又は寺院の境界と近接すること五尋以内の漁業地は之を禁止地とす

第十條 總督は自己又は雇官吏をして指定せる漁業方法及其區域に従ひ契約をなし許可地内に於て漁業に従事することの許可を與ふることを得大臣は省令を發布し漁業者の收得の百分の十を超へざる範圍内に於て適當と認むる許可料の徴收方法を定むることを得

第十一條 大臣は省令を以て漁業に依り得たる收得の百分の十を超へざる範圍内に於て漁具使用許可料の率を定むることを得課税せらるべき漁具を有するものは先づ當該官吏の許可を受けたる上許可書面にある期限内に限り之を使用することを得

第十二條 大臣は本法第十一條に規定したる以外の小漁具を使用する者に對しては其の種類如何を問はず其の使用料を定むることを得

第十三條 大臣は地方に依り許可料を廢止し又は漁具使用許可料を免除し又は人頭により徴收する許可料を徴收せざることを得又場所に依り一切漁具の使用を禁止することを得

第十四條 魚族の産卵期に於ては投げ網、掬ひ道具又は衝きに用ゆる三叉其他の漁具を以て靜止水中



にて魚族を捕獲することを得ず又大臣は地方に依り漁獵禁止期間を定むることを得

第十五條 何人と雖も毒藥を用ひて漁獵することを得ず

第十六條 本法に依り水産税を納入すべき者之を納めざるべきときは當該官吏は左に各號に依り之を處分すべし

一、税金を完納する迄許可區域に於て捕魚を禁止す

二、税金滞納者の財産を差押へ之を競賣に附し滞納税金に充當すへし競賣に要する凡ての費用は競賣取得金中より之を支辨す

三、滞納税者を引致し一日一「シルリング」の割合にて滞納税金全部に相當する力役を以て滞納税金に代ゆることを得

第十七條 本法に違反して捕獲したる漁獲物又は本法に違反して使用したる漁具は當該官吏に於て之を沒收することを得

第十八條 本法に依り許可せられたる漁具を使用せしものは一回二百銖以内の罰金又は六月以下の禁錮に處し若は以上の二刑を併科す

第十九條 左の各號の一に該當するものは四百銖以下の罰金又は一年以下の禁錮若は二刑を併科す

一、權利を有せずして漁業地内に於て漁業を爲したる者

二、漁業禁止地又は漁業地内に於て漁業の許可を得たるものにして本法に違反する行爲を爲したる者

つた

三、漁業地内に毒藥を投じたるもの

四、禁止したる漁具を使用したるもの

第二十條 當該官吏は本法の違反者あることを通知したる者に對し賞與金を與へ該違法行爲に關する諸設備を破壊し違法行爲の爲め變更を受けたる箇所は之を復舊すべし違反者は之を相當の刑罰に處し尙ほ之れが爲めに要せし費用を負擔せしめ若し違反者に於て之を支出すること能はざるべきときは之れに相當する體刑を科することを得

第二十一條 大臣は本法を施行する爲め何時にても省令を發布することを得省令は勅裁を得之を官報に掲げたるときは本法の一部と見做す

第二十二條 内務大臣は各地方に於ける收務局の事務を監督し畿甸大臣は盤谷州内に於ける收稅事務を監督し本法を施行すべし

第二十三條 本法に違反したる者に對し之を處罰する條項なき場合に於ては罰金千銖以内又は一年以下の禁錮若は以上の二刑を適用することを得

(百二十四年五月十八日追補)

内務省令(暹羅)

百二十年水産税法に依り其施行細則及課稅率相定む

朕茲に内務大臣をして水産税法施行の爲め規則を制定せしむ

第一條 本令は官報に公告したる日より之を施行し左の省令は之を廢止す

一、百二十一年四月二十五日公布したる百二十年水産收稅率に關する省令

二、百二十一年六月二日附「クルングカオ」州内の靜止水中に於ける産卵期の無稅捕獲期日に關する

省令

三、百二十二年十二月十五日附公布したる水産稅徵收に關する省令

四、百二十一年十一月二十七日公布「シータマラート」州に於ける水産稅徵收に關する省令

第二條 各漁業地は總督をして調査せしめ左の四種に分ちて之を登錄す

一、政府が入札に附する爲め一般の捕獲を禁止せる漁業區

二、政府が許可地として一般の捕獲を禁止せる漁業區

三、政府が魚族保護地として捕獲を禁止したる漁業區

四、私有地内に於ける漁業區

第三條 總督は前條第一號乃至第三號に規定せる政府の禁止せる漁業區の地圖を作成し確實に境界を

劃定し該漁業區は政府の禁止區として私有地に在らざることを公告すべし又總督は漁業禁止區内の漁業區域を區劃すべし

第四條 總督は漁業區内に於ける水道の境界を定むべし此境界内は漁業禁止區とす

第五條 百二十年水産税法第八條の規定に従ひ總督は政府の漁業禁止區に關し左の各號の一に基き之を處理すべし

一、魚族保護の爲一區域を漁業禁止區と定むること

二、總督は漁業季節及適當の漁業方法を指定して漁業區域を入札許可すること

第六條 漁業區域中政府が入札に附する爲め禁止せる區域に付ては總督は左の事項を公告すべし

一、入札に付すべき漁業地の所在地

二、入札の期日

三、入札執行の場所

四、漁業許可期間

五、漁業區域内に於て漁業に要する或種の漁具の設置及劃定境界

六、保證人を要する契約なること及前金支拂期並に月賦拂期限

第七條 總督は三年を超へざる期間を以て入札に依り漁業區域内に於て漁業に従事する者に許可を與

ふることを得

第八條 一地方の漁業區入札に關し必要の爲め總督は左の主任官吏三名を選び入札に關し審議せしむ

一、總督若は内務省官吏一名

二、收稅官吏若は助役又は縣助役一名、郡長一名、右三名中官等の高き者を以て長となす

第九條 入札に依り漁業區域に於て漁業に従事する者(一)圖式に記入せる許可を受けたる漁具に異なるものを使用せんとするとき(二)又は現に使用する漁具の補充改良を行はんとするときは豫め總督へ出願し其の許可を受くべし

第十條 水産税の納入法は左の如し

一、四百銖及四百錢未満の税金は許可證書の下付を受くると同時に全部納入すべし

二、四百銖以上八百銖未満の税金は半額を前納し他は總督の指定に従ひ之を納むべし但し漁業従事

の許可證書の下付を受けたる日より九ヶ月を超ゆべからず

三、八百銖以上の税金は三期に納入すべし第一期は許可證書の下付を受けたる日第二期は許可證書

下付の日より六ヶ月以内第三期は同じく九ヶ月以内とす

第十一條 當該官吏は漁業者をして第十條の規定に依り税金の拂込みをなさしめ又保證に關しては其責任を以て左の如く處理すべし

一、當該官吏に於て必要と認めたるときは漁業者は金塊若くは其の製作品又は漁業税額に相當せる

地價を有し且つ法律上正當に所有する土地を擔保として提供せしむることを得

二、保證人たらんとする者は漁業者と共に當該官吏の取調を受くべし當該官吏が納稅の保證義務を履行し得る財産を有する者と認めたるときは保證人たることを得但し保證人は漁業出願者と同様の責任を有す

第十二條 當該官吏は三ヶ月毎に税金の擔保として提供したる財物を調査し若し該財物の時價が税金額に達せざるときは漁業者をして之を補充せしむべし

第十三條 入札許可を受けたる漁業區域の漁業期間は一年以上とし年度割にて第十條及第十一條の規定に従ひ徵稅す

第十四條 當該官吏が入札に依り漁業の許可を與へ本令に依りて擔保を要求し以て契約を締結したるときは先づ前金若は税金相當の價格を有する財物を提供せしめたる後許可證書を交付すべし

該證書には漁業區域圖及使用器具設置、境界及入札當時契約せる書類を添附すべし

第十五條 禁止區域内に於ける漁業入札の許可を受けたる者は其使用せんとする器具に關し當該官吏より證明書を受け稅率表に依り使用料を納むべし

第十六條 漁業者が前金納入期日及契約に従ひ月賦納稅期限に達するも規定の如く納稅せざるときは

當該官吏は漁業者に對し召喚狀を發することを得漁業者出頭せざるときは保證人に對し令狀を發し漁業者に出頭を命ずべし若し漁業者の陳述又は召喚に應せざる理由不十分なきときは左の各號の一に依り之を處分すべし

- 一、税金を滞納せる漁場は納税を完納する迄其漁業を停止す
- 二、税金滞納の場合には當該官吏は該漁場を差押へ滞納税金に充つる爲め競賣に付することを得若し競賣高と税金額及競賣費用額に達せざるときは滞納者又は保證人の財産を差押へ更に競賣に附し其の不足額に充つべし但し競賣の費用に付ては當該官吏は滞納税金額百分の十を徴收し剩餘金は所有者に返還すべし

第十七條 漁業者期限前に其の漁業權を政府に返還せんとするときは二ヶ月前に出頭し總督の許可を受くべし總督は調査の上返還を承諾すべきものと認めたるときは之を許可し新に入札の公告を爲し其の入札に因りて得たる金額を以て水産税に充つべし而して尙ほ不足あるときは其不足額を前漁業者に請求すべし前漁業者若し其の不足額を提供せざるときは前漁業者若し其の保證人の財産を差押へ競賣に付し水産税に充て且つ不足金額の百分の十の割合にて手数料を徴收することを得

第十八條 漁業者が漁業權を他人に讓渡せんときは前以て其旨願出て總督の許可を請ふべし許可を得たるときは讓受人と共に官廳に出頭し總督の面前に於て契約を締結すべし斯くて總督の許可を得て

讓渡手續を結了したる時は前漁業者は初めて政府に對する責任を免れたるものとす

第十九條 漁業者は自己の爲したる漁業の設備と雖も擅に之を變更することを得ず又魚池を除き漁業區の水を汲みし爲めに魚族の滅盡を來す如きことを爲すことを禁ず

漁業者は漁業區域の境界線たる木標を建て之れを保存することを要す又漁業場内に繁茂せる雜草は如何なる方法に因るも毀損す可からず

第二十條 年々災害ありて之を防遏する手段なく漁業區の被害甚しく平年に比し收入減少し爲めに漁業者減税を欲せば其旨總督に願出づべし總督は該損害は不可抗方なりと認めたるときは適宜減税を爲すことを得

第二十一條 百二十年水産税法第十條に内務大臣は税率を定め且つ漁業税額は其漁業より得る收入の百分の十を超へざる徴收規則を設け得ることを規定せり因て茲に税率表を制定し且つ許可すべき漁業場を九種に區分し左の方法に依り徴收す

- (一) 魚族捕獲の爲め人爲的に開堀せられ且つ如何なる河川に沿ふを問はず年中渴水せざる池の魚族捕獲税金は一ツ(尋)平方に付て一銖とす
- 魚族捕獲の爲め人爲的に開堀せられ且つ如何なる河水に沿ふを問はず年中渴水の期ある池の魚族捕獲税金は一尋平方に付十六押(二十五仙)とす

- (一) 魚族捕獲の爲め法律上正當の私有地に開掘したる池の魚族捕獲税金は捕獲方法の如何を問はず一尋平方十六押(二十五仙)とす
- (二) 家の周圍にある溝壑又は水道にして人爲的若くは天然的に存在し又は私有地内に新に現出する沼澤の如き場所に於て漁業に従事する場合は左の通り課税す
  - 甲、二十五尋平方又は二十五尋以下は三十二押(五十仙)
  - 乙、二十五尋以上五十尋平方は一銖
  - 丙、五十尋以上七十五尋平方は一銖三十二押
  - 丁、七十五尋以上百尋平方は二銖
- 漁業區域の面積百尋平方を越ゆる時は右の率に應じ増税す
- (四) 落し穴は漁場一個所に付き三銖を課す
- (五) 捕魚の爲め必要な設備を施せる誘魚場は總督に於て其區域を定め收獲高に應じ百分の十の割合の課税率を定むべし但し如何なる場合に於ても一尋平方に付き二銖を越ゆることを得ず
- (六) 入札に付し豫定價格に達せざるとき又は入札者なきとき又は入札に依り一個人に附與せば該漁地附近に住居し從來し漁業に依り生計せる者に不安を興ふる虞あるに因り入札拂下を爲さざる漁業地に於ては一般に其の漁業を許可し且つ漁場の狀況を酌量して毎年一人毎に拾銖以下の税を

課することを得此第六種の漁業場に於ては左の漁具の使用を禁止す

- 一、ウラン
- 二、チップヤイ
- 三、リ
- 四、スツク
- 五、ラインチョーン
- 六、クルアンカ
- 七、ヨーカーンチョウ
- 八、ボーンバーニ
- 九、チョーンヤイ
- 十、チョーンサナ

(七) 第六種漁場に關係ある濠若は入江の漁業地は總督に於て其濠若は入江口に之れを區劃す但し濠若は入江に沿ふて五セン(一センは約四十メートル)を越ゆることを得ず本漁業地は遮斷器具を用うる漁業者に入札の上許可することを得本漁業地の税金は四十銖以上とす

(八) 小魚及蝦の漁獲は其鹽水なると淡水なるとを問はず其漁場が入札地以外にあるときは水産税は本令の末尾に掲ぐる税表に依り之を徴收す

(九) 左に示す定置漁具を使用する一定の鹽水漁場が若し入札地以外なるときは其の漁業税を左の如く定む

- (イ) 「ルーワサイマン」(漁柵)を設けたる地は一箇所三十五銖
- (ロ) 「スーカンルーワサイマン」を設けたる地は一箇所四十銖
- (ハ) 「ルーワバカックコーク」を設けたる地は一箇所一銖
- (ニ) 「ルーンカーンコーイ」を設けたる地は一箇所二銖

- (ホ) 「ハーム」を設けたる地は一箇所十銖
- (ヘ) 各州内に於ける深水内ボノ網は「シートマラート」州「チユムボン」州を除き一箇所百銖  
シートマラート州及「チユムボン」州に於ける深水中の網は一箇五十銖
- (ト) 浅水中ボノ網は一箇所三十銖
- (チ) 「ボーマーメーグ」又は「ローブメーグ」に設けたる地は一箇所四銖
- (リ) ウランラインを以て平潮時に捕獲する地は一箇所十五銖
- (ヌ) 「ヨックヨーカーンチョー」(四ツ手網の一種)漁具若は或る技師を以て「ヨック」具を使用する漁業地は各州を除き「シートマラート」に限り一箇所五銖

第二十二條 第二十一條に定めたる九種の漁場にて漁業せんとする者は着手前に郡長の許可を受くべし若し郡長に於て該地は魚族豊富なるが爲め争ふて漁業権の申請をなすもの續出すべしと認めたるときは其旨總督に上申すべし總督は是等漁業地を入札に附することを得而して若し第二十一條に定めたる税金以上の高價に入札する者あるときは其者に落札せしむべし若し入札調はざるときは先着の出願者に許可すべし漁業税の外漁具使用に關する許可料を徴收す

第二十三條 漁獲の目的を以て自己若は他人の私有地にあらざる箇所に於て地を掘らむとする者は先づ總督の許可を請ひ其の許可を得たる後着手すべし。

第二十四條 本令施行前又は施行後に於ても私有地にあらざる箇所に漁獲の爲め掘りたる池は悉く政府の池となす

第二十五條 私有地にあらざり且つ漁業禁止區域の漁業場に關係ある地は該漁業禁止區域内のものと見做す

第二十六條 私有地にあらざる地域内に存在し漁業の爲め設けたる地にして入札に付すべき漁業場に關係なきときは總督は左の規定に従ひ之を處理することを得

- (1) 入札又は
- (2) 入札に依らずして該地にて漁業に従事することを許可し税表に依り收税す

第二十七條 私有地内に於て魚族の棲息する水溜にて漁業に従事するに足る箇所は總督に於て左の如く處理することを得

- (1) 水溜所有者が自ら捕魚せんとするときは許可書を下付し税率表に従ひ課税す
- (2) 所有者自ら漁業に従事せざる年は其旨届出づべし若し當該官吏の許可を得ずして所有者が捕魚するか又は他人をして捕魚せしめたるときは總督は事實を調査し且つ百二十年水産税法第十九條の規定に依り之れを告發すべし

第二十八條 家屋境界の溝渠小溝の漁業用溜池と關係ある水道は該溝渠小溝の關係地とす但し水道に

は課税せず該溜池の口に課税するものとす

第二十九條 許可地内にて捕魚の爲め誘魚設備を出願するものあるときは總督は左の如く處理すべし

(一) 總督は本令第二十一條第五項に依り處理したるときは誘魚設備を爲せる區域の税金は一尋平方面幾何なるやを公告すべし

(二) 誘魚設備を爲さんと欲する者は境界の目標を建て郡長の許可を請ふべし郡長は之を調査し適當と認めたるときは許可書を下付の税率表に照し課税す

(三) 何れの種類を問はず誘魚場内にて漁業に従事せんせば豫め許可書持参の上村長の調査を求め然る後漁業に従事するを得

第三十條 第二十一條第八號の漁業許可は左の如く處理す

(一) 總督は袋網使用漁業従事境界地圖及許可番號二通を作製し一通を地方部に一通は漁業區所轄官廳に保存すべし總督が漁業區を河川内に許可する場合は其の境界は該河川の幅員を測り干潮時に於ける水幅の三分の一を超ゆることを得ず河川の兩側に許可する場合は公通として船筏往復し差支なき様兩區間に適當の間隔を保たしむることを要す

(二) 總督の指定せる許可地内にて袋網を用ゆる漁業の許可を得んとするものは其漁場の所在地及地番を明示し之を郡長に願出づべし郡長に於て適當と認めたるときは之に許可書を下付し税率

表に従ひ税金を徴收す

(三) 袋網を使用せる河川に於て當該官吏は該漁業者を監督し其口を開き汽船の往復に妨げなからしむることを要す若し漁業者之を遵守せざるときは其地に於ける漁業繼續を禁ずることを得

(四) 河川又は濠に袋網を使用する漁業許可を受けたる者は薄暮より未明に至る迄袋網支柱に「ランプ」を懸け夜中通行の船筏に對し危険を避けしむる様注意することを要す

(五) 海中に漁具を設置し又遮斷器具を常設して其の灣口にて漁業に従事せんとする者は其の境界に木標を建て且つ所轄官廳より其の許可を請ふべし郡長は之を調査して漁業區域を劃定し魚族來往の途を斷絶する如き遮斷物を作り爲めに他の漁業者の利益を阻害し相互爭論の原因たらしむる如きことなきを要す郡長は調査の結果相當と認めたるときは之れに許可書を交付し税率表に従ひ課税す

第三十一條 百二十年水産税法第十條に依り總督は漁具使用により生ずる所得の百分の十を超へざる割合により各種漁具使用許可料を定むることを得課税せらるゝ漁具所有者は當該官吏に出願して許可を請ふべし許可を得たるときは許可期間之を使用することを得其の課税は本令末尾にある税率表に従ふ當該官吏が漁業者に對し許可證を下付する手續左の如し

(一) 郡長は村長招集期日を定め漁具使用出願者に之を告知し同日郡役所に就き證書を受けしむべ

(二) 郡長は地方により證書申請者多数にして一定時に於ては證書下付の暇なき虞あることを認めたるときは地方別に證書下付の期日を定め以て人民をして時日を空費せしむることを免れしむ可し

(三) 出願漁具中形状相類似して區別し難きものある場合は郡長は證書申請者をして該漁具を郡長に持参せしめ之を検査したる上各漁具に適合する證書を下付すべし

(四) 漁業者が出漁するときは當該官吏の検査を容易にし又自ら検査の爲め時間を徒費せしめざる様常に證書を携帯すべし

第三十二條 一定の場所に於ける漁具使用許可證を得たる者他の高率課税の漁業場に該漁具を使用せんとするときは所轄官廳に出頭し特別許可書を受け該地の税率に達する迄漁具使用税金を追納することを要す

第三十三條 「フアック」若は漁具に關聯する遮斷器具を使用するものには別に定めたる税率に因り徵税す海中溝口に於て羽翼を爲せる遮斷物の支柱は免税す

第三十四條 郡長は本令の末尾に定めたる表以外の小漁具を以て漁業に従事する者に對しては其者の家に在る人頭に依り小漁業使用許可書を下付すべし該許可書は單に該戸内に住する總人數のみに對

し有效にして該家屋に住せざる者は之を使用することを得ず

第三十五條 一定の漁場に於ける漁業を許可するときは該漁場の事情を參酌して適當の漁業季節を定むべし漁業季節は十二月を一期とす但し漁具使用の許可は四月一日より翌年三月三十一日に至る迄を一期とす

第三十六條 百二十號水産税法第十三條に總督は地方により免税し又は地域により或る種の漁具の使用を禁止することを定めたり依て禁止漁具を定むること左の如し

(一) 「クロングランシット」「クレンジカオ」「サラブリー」「ナコレナヨーク」及「チャチャレサン」州内にある官有地内に勅許に依り會社の開鑿せる「クロング」にては「ヨックヨーカーンチヨウ」「ウオン」「フアック」「チップヤイ」「チョンヤイ」等の器具又は船筏の往來に障害ある定置漁具の使用を禁止す是れ之等の器具は大形にして之を使用するときは公衆の來往其の他の利益を妨害すること多きを以て前記境界内に於て其の使用を絶對に禁止したる所以なり

(二) 寺院の境内若は寺院に連續せる個所にして百二十年水産税法に依り禁止せる漁場は總督に於て其の境界を定むべし此の指定せる境界内にては如何なる方法に係るも漁業を爲すことを禁止す

(三) 八月一日より十月三十一日迄は魚族産卵を保護する爲め靜止水若は流水中にて如何なる器具



を使用するも之を漁獲し又は殺傷することを禁止す

第三十七條 漁業検査に關する各官吏が未納稅者を發見したるときは審問の爲め漁具と共に本人を取押へ之を郡長に送るべし本人尙ほ郡長の指揮に従はざるときは告發すべし

第三十八條 課稅漁具使用許可書は之を郡長に交付する以前總督に於て漁具の種類及使用地の稅率を之れに記入押印すべし

内 務 省

暹曆百二十四年四月二十一日

(記名)ダムロングラチャヌバトプ

内 務 大 臣

### 蘭領東印度眞珠介類及海鼠漁業條例並に其施行細則

#### 蘭領東印度眞珠介類及海鼠漁業條例(一九〇二年總督府令第四號)

第一、漁業區域 蘭領東印度の沿岸三英海里(干潮面)以内の海中に於て眞珠介類及海鼠を漁獲せむとする者は其使用漁具の何たるに拘らず總て本條例の規定に依り豫め漁業の許可を出願すへき沿岸各漁場中從來の慣行に依り土人の占有する漁區は海深九米突の地點迄は之を土人用として保留し他人に賣買讓與するを禁し其の漁區は一般住民の申請區域より除外す

蘭領東印度の沿岸三英海里とは其陸岸の干潮面を去る三英海里を指し其附近六英海里以内に陸岸なきときは其附近の岩礁又は淺灘の干潮面を起準とす

本條例に依り其出願を許可すべき地方は左の如し

- (一) 爪哇及「マツラ」島(二)「スマトラ」島全部但し「Djambi」州を除く(三)「バンヤール」及其の附屬島嶼
- (四)「ピリトン」島(五)「ボルネヲ」島西部南部及東部(六)「アムボイナ」島及「ミナハサ」島(七)「センベス」島の北東「ゴロンタル」灣政府所有地(八)「セレベス」島の北部「メナド」理事廳管内「サンギール」及「タラナ」群島(九)「セレベス」群島中政府直轄地(十)「ターネード」群島及蘭領「チモール」島及附屬島(十一)「ロムボク」島「バリ」島及附屬島(十二)南「ニューギニア」島の沿岸(十三)「セレベス」島の東方にある「バンガイ」「ブンクラー」「モリ」及附屬島(十四)「バンレン」及「ジエムブラナ」但し土人自治州は其の王族の承認を要す

第二、漁場の探檢 總督は漁區の出願前其の漁場調査を爲すを許すことを得

其の漁區の探檢を爲さむとする者は其の漁區を管轄する所の地方廳の許可を受くべし其の出願は借區出願の資格ある者に限り又其の許可は借區の許可と共に消滅す

許可を得たる者は其の許可の條件に遵ひ隨意に其の豫定區域を探査することを得其の探檢に使用する漁船は其の潜水器一臺に付毎月蘭貨三十七盾五十仙を地方部に前納せしむ

第三、出願者の資格 本條例に依り前記海産物の漁業を出願せんとする者は次の資格を有する者に限る

(一)和蘭人 (二)蘭國又は蘭領東印度住民 (三)蘭國又は蘭領東印度に設立したる會社の重役、蘭國又は蘭領東印度住民にして現に蘭國又は蘭領東印度に居住するもの  
會社にして蘭領東印度に設立せられたるものに非ざるときは其の代表員又個人の出願に係るときは其代理人が漁業特許地に常住することを要す

第三、漁業權の得喪 本條に規定せる漁區にして土人の自治州なるときは先づ其の王族の承認を受くべく又政府の管轄地なるときは地方官の指定せる條件を具備するを要し地方官は總督の名を以て其の漁區を出願者に特許す

特許期限は地方官又は土人王族との契約に基づくと雖も其最長年限を十箇年とし特許期間借區者は其特許區域内に於て隨意に本條例に規定せる海産物を漁獲することを得又其の權利の一部又は全部を他人に譲與移轉することを得

特許人死亡の場合には即時又は死亡後一箇年以内に其遺産の繼承者に其の權利及義務を移轉することを得其の繼承者なきものは其の特許を取消す

特許權の譲渡は地方官廳の認可を受くるを要し其の權利の繼承者は特許出願の資格ある者に限る

地方官廳の措置に對し不服あるときは總督に上訴することを得總督は高等法院の意見を求め其の可否を決す

第四、漁船 本條例に指定せる魚介の採集に使用する漁船は蘭領東印度に其の船籍を有するか又は土人所有船に限り又其他の船舶を使用せんとするときは豫め總督の許可を受くべし

第五、罰則 本條例の規定に反し許可を得ずして干潮面より三英里以内の地點に於て真珠介及海鼠類を漁獲したるときは其の船長に對し左の罰を科す

(一) 歐洲人又は對等者(日本人は此部に入る)は蘭貨十盾以上一千盾以下の罰金又は六日以上二年以下の禁錮に處す

(二) 土人又は對等者(支那人を含む)は若干の罰金又は六日以上二年以下の輕懲役に處す

(三) 密獵に供したる船舶は罰金及び訴訟費用の代償として抑留し又は之を公賣に附することあるべし

蘭領東印度の陸岸を離ること三英里以内の地點に於て真珠介其他本條例に規定せる貨物又は漁具を搭載する船舶にして船長又は其代理人に於て(一)三英里以内の地に於て真珠介又は其他の海産物を漁獲せず又其の漁具を使用せざりしこと(二)其搭載漁具及魚貨は運漕中の貨物なること(三)若し其漁獲物にして前記三英里なるときは其特許區域内に於て爲したることを立證せるときは前

項の罰則を科せず

第六、密獵監視 和蘭本國の軍艦、總督府所屬官船の艦長又は船長及當該官憲は何時にても蘭國領海に於て密獵に従事せりと認むる船舶を臨檢し其特許免狀の公示を求め被特許者と政府との間に締結せる契約の條項を審査し契約違反の行爲ありや否やを調査し併せて其の密獵を監視す

蘭領東印度眞珠介類及海鼠漁業條例施行規則 (一九〇二年總督府令第四號)

第一 漁區の指定及借區者の義務 借區を許可すべき地方は地方官之を指定し其の區域内に土人の慣用せる漁場あるときは水深九米突以内の海面を除き其の借區すべき海面と其の産物とを明示し眞珠介類の漁業に關しては重量一「カッチー」以下の幼介を採集することを禁し之に違反したる者は其採取せる介の價格の外蘭貨一百盾の科料に處すべきことを附記するものとす

「ピリトン」洲にありては借區權所有者は其の借區海面に於て眞珠介類及海鼠の漁獲に著手する以前に於て其の地方に依り豫め本條例に規定したる海産物を漁獲する權利を享有する土人と書面にて契約を締結し其の地方を管轄する地方官の承認を受くへし若し其の契約に對し異議を生し或は土人の漁業權を侵害したるときは損害賠償に關する事項は地方官の判定を以て終審と爲す

借區權所有者は其の借區内の海岸に假事務所、使用人の住宅及上屋を建設し漁具及漁獲物を貯藏し又は其の整理を爲すことを得但し其の敷地に付ては豫め地方官の許可を受くへし

地方官は特種官吏を任命し漁場の探檢の爲漁船に便乗を命ずることを得借區者は之に宿泊の便を供し其の費用は地方官之を定め便乗中の日數に應し之を支辨す又漁場の借區者は地方官の求めに應し必要なる各種の狀況を報告する義務あるものとす

第二 漁區の貸下 漁區の貸下期限は總督の特に指定せる場合を除くの外一箇年及三箇年の二種とす

漁區は地方別とし左の地方を除く外一州を一區とす

- (一)「セメス」島の東北にある *Minihassa* 及び *Gorontalo* 郡の政府直轄地並に「メナド」州 *Sangi* 及 *Talauer* 群島(二)「ボネネ」島南部及東部州内の政府直轄地(三)「セレベス」島及其の附屬島嶼内の政府直轄地(四)「スマトラ」東部州の政府直轄地(五)「リオ」州及其の附屬島嶼内の政府直轄地(六)「ニューギニア」島北部「ターネート」島及其の附屬島嶼の一部を含む(七)「ニューギニア」島西部「ターネート」島及其の附屬島嶼の内土人自治州たる *Raija Ampat* 島を除く(八)「ターネ
- 一」島理事廳管内の政府直轄地(九)「ナモール」島理事廳管内及其の附屬島(十)「バリ」島 *Boelelenc*, *Djenbren*, *Ganivay*, *Karany*, *Asam* 四郡及「ロムボク」島(十一)「アムボイナ」群島中「アロー」島及其の附屬島嶼

漁區の貸下は管轄理事廳所在地に於て理事官之を爲し特に其の他の地方に於て爲すを必要と認むるときは代理者を派遣し拂下に關する事務を取扱はしむ

競争貸下の日附は爪哇及「マヅラ」二島に於ては農務部長其他の領地に於て之を定め一般に告示す  
借區權は入札の最高額者にして地方官に於て相當の資格ありと認むる者に落札せしむ但し其の落札  
は農務部長の承認を経て始めて其の効を生ずるものとす

最高價を以て落札せる者は農務部長の認可ある迄假りに其の漁場の經營を爲すことを許さるゝを以  
て落札と同時に二人以上の保證人を以て保證せしむることを要す

入札の結果最高額者と認定せらるゝと雖其の漁區にして再貸下の場合に於て前借區料より低額なる  
か又は本條例に規定したる資格なしと認むるときは次點者に假許可證を附與することあるべく假許  
可證を與へられたる者にして農務部長の認可なきときは地方官は期限を定め其の權利の回收を爲  
す最高額者にして入札の資格なしと認められたるときは總督に上訴することを得

總督府書記官長若し三箇月以内に其の訴願を受理せざるときは高等法院に上告することを得  
入札者及保證人が地方官に於て有資格者にして身元確定なりと認むる者に限り又保證人は蘭領東印  
度の住民又は法人にして相當の資産を當領土内に有する者なることを要す

落札者にして前記の資格を有せざるときは其の漁區を再入札に附し第一回入札の結果假許可證を有  
する者又は其の權利の繼承者は再入札に参加することを得

契約期限内に於て當事者其の權利を喪失するときは總督は其の殘餘の期間入札を用ゐずして他人に

其の權利を賦與することを得此場合には可成本細則の規定に遵據するものとす

士人の官吏及會長は直接又は間接に漁業權を享有し又は其の入札に参加することを得す

農務部長に於て必要と認むるときは再入札を命ずることあるべく其の再入札を爲す場合には本細則

一般の規定に依るの外左の規程に依るへし

(一) 地方官は普通入札の場合と同しく其の漁區に關する一切の事項を明示すへし

(二) 地方官は各漁區の契約期間別に其の許可證を作成すへし

(三) 保證人にして蘭領東印度以外の地に住するときは其の地の市長又は蘭國領事官の證明書を添  
付すへし但し出願資格を有する者に限る

(四) 入札書には印紙を貼用するに及はざるも左の事項を記載し出願人及保證人連署し若し保證人  
尙領土外に現便するときは前項記載の證明書を添付すへし

(イ) 漁區及其の借區期間

(ロ) 借區拂は月額となし羅馬數字及文字を以て記載すへし

(ハ) 出願人及保證人の姓名職業及住所

(ニ) 出願日附及願書差出地名

(ホ) 許可の節必要なる出願人及保證人の指定住所

(五) 入札書は封緘し其の封筒には出願漁具と所管地方官氏名とを記載するに止め其の封筒は内部を透見し得ざるものに限る

入札は前記各項の要件を具備せざるか或は其の記載の字々明瞭ならざる場合は無効とす。  
入札書は封緘付の箱に入れ一旦入札を爲したるものは其の返還を求むることを得ず又其の入札者にして指定せられたるときは契約期間其の漁區使用の義務を負ふものとす。

締切時間經過すれば掛官立會の上公衆の面前に於て之を開封朗讀し最高額者に落札せしめ之に假許可證を與へ總督又は農務部長の認可を経て其の借區權を付與す入札者は其の入札の閱覽を求むることを得

其の入札にして同額なるときは最高額者相互に之を協定し若し纏らざる場合は地方官之を裁決す  
漁區の貸下再貸下又は假許可證の交附は入札修了後即時口頭を以て宣告し若し必要と認むるときは馬來語を以て譯述し其の貸下證又は假許可證に地方官借區人及保證人又は其の代理者署名の上之を借區者に交付す但し再入札にして口頭契約を許されたる場合には掛官其の文書に署名す

口頭契約の組合と雖も其の落札には最高額申出人及保證人の姓名住所職業及契約假證を明示す  
再貸下の場合と雖も借區者及其の保證人は漁區を管轄する地方に住所を有せざる可からず  
假許可證を得たる者にして總督の認可を得たるときは契約書を公正證書と爲し借區者及保證人は其

管内に居住せざるへからず

借區者前記契約書作成の通知を受くるも其の召喚に應せざる時は再入札より生ずる損害金は借區者及保證人に於て辨償するものとす而して再入札の結果前入札より其の金額少きときは最初の入札者差額を負担するものとす

保證人は單獨に又は連帶して借區料の月額拂込罰金及び科料其他に對する損害賠償の責に任す

第三 借區料 借區料は毎月末日に其の翌月分を地方部に納付すへし若し休日又は祭日に該當するときは其の翌日に拂込むへし

前項の期日に借區料を支拂はざるときは其の延滞日數に應じ左の罰金を徴收す

- |                 |            |
|-----------------|------------|
| (一) 半箇月又は其の以内   | 借區料月額の百分の二 |
| (二) 半箇月以上一箇月以内  | 同 百分の四     |
| (三) 一箇月以上一箇月半以内 | 同 百分の六     |
| (四) 其の以上        | 同 百分の十     |

借區料は其の月十四日に至るも尙ほ其の月額及罰金を納付せざるときは地方官は普通の政府契約手續を履ます其の契約を解除することを得契約解除の通知は書面を以てし其の日附の日より契約は解除せられ契約の解除及再入札より生ずる費用及政府損害金は借區者又は保證人の負擔とす

第四 保證人の責任 借區契約中保證人死亡するか破産の状態にあるか或は財産管理人の手に移るか或は借區人契約履行の實力を表したりと政府に於て認むるときは一定の期間を定め書面を以て保證人を改定すべきことを命ずることあるへし

借區者は保證人の財産に移動を生し其の結果保證の責任を全ふすること能はざるものと思考するときは其の地方廳管下にては八日以内に其の他の地方に於ては普通郵便にて其の通報に接したる日より八日以内に之を管轄地方廳に届出つへく之を怠るときは其の延滞日數に對し每一日蘭貨二十五盾の割を以て罰金を科す但し其の最高額は一千盾とす

前保證人又は其の權利承繼人は新保證人が政府より承認せられたる日より其の責を免かる。

借區者は前記の通告を既定の期限内に爲さざるときは其の契約を解除せらるることあるへく其の解除は書留通告を以て其の効力を有す

保證人の變更は公正證書と爲し保證人の辭任は新保證人の成立後承認す

第五、借區料の免除 火災其他の事故に依り漁業に従事すること能はざるときは總督に對し借區料の減額、拂込猶豫又は免除を請求することを得總督に對する請願書は管轄地の地方官を通し提出すへく若し其の請求にして借區料の支拂猶豫なるときは保證人之に連署すへし

前項の場合に於ては地方官は二名の検査員を任命し一名は政府より他の一名は借區者の推選に依り

現場に臨み實況を視察し其の原因及損害額を査定せしめ若し兩者其の意見を異にするときは尙ほ一名の検査員を任命し多數決に依り其の金額を定め請願者と共に總督に提出し總督之を裁斷す

第六 借區者の責任 借區者は其の權利の全部又は一部を他人に再貸することを得但し其の再借人は地方官に於て本條例に規定せる出願資格ありと認むる者に限る

前項の場合に於ても借區人及其の保證人は全部に對し政府に責任を負ふべし

借區人又は再借區人は其の使用人の及ぼしたる損害に對する責任を各自負擔すへし但し天災地變の場合に此の限に在らず

借用人又は代理人に對する罰金は借區人及保證人をして政府に納付せしむ

### 海峽殖民地及馬來聯邦に施行せらるる漁業法

#### 海峽殖民地埋漁業法令

第一條 本法は千九百九年漁業條法令と稱し殖民地内の河海全部の漁業に適用す

第二條 従前の漁業法は之を廢止す

第三條 (1) 總督は本法令を施行する爲漁業官を任免することを得

(2) 總督は副漁業官を任免することを得

(3) 副漁業官が其の権限内に於て行ふ行爲は漁業官の行爲と同一の効力を有す

第四條 漁業官及副業官は職權を以て左の行爲をなすことを得

- (一) 漁業に使用する漁船及漁獲物運搬船の臨檢搜索し、及其の使用の停止を命ずること
- (二) 罟網漁具其の他の附屬具を搜查臨檢すること
- (三) 法令違反者に對し漁獲物、漁具其の他の附屬具の差押をなすこと
- (四) 本法又は其の他の規定に依り許可せられたる範圍内に於ける行爲

第五條 總督は議會の協議を経て漁業制限法、禁止法及び罰則を制定し又は殖民地内に於ける魚類捕獲法網目其の他漁具に對する制限法、禁止法を制定することを得但し餌料を用ふる延繩又は投網に付ては此の限に在らず

第六條 總督は議會の協賛を経て罟の許可建設使用修理燈火及其の免許讓渡免許料讓渡料及罟の種別に關する法令を制定することを得

第七條 本法に違反したるものは百弗以下の科料に處し若し繼續犯の場合は速犯の第一日を除き其の繼續したる日數に對し一日十弗以下の科料に處し又は一月以下の禁錮に處す且つ其の犯罪の用に供したる漁網漁具漁船は之を沒收す

第八條 魚類捕獲の目的を以て爆發物並藥物を使用したる者は二箇月以下の禁錮又は二百弗以下の科

料に處し或は之を併科す

第九條 許可を得ずして罟又は其の一部を建設し又は濫りに位置を變更し又は指定せられたる方法に反し罟を建設したるものは二百弗以下の科料又は二月以下の禁錮に處す且つ其の罟は直ちに之を除去し材料は之を沒收す

第十條 官吏か本法に依り與へられたる権限内に於て善意を以て行ふ職務執行に對しては訴訟を提起することを得ず

マラツカ漁業規則 (英領海峽殖民地)

第一條 左の方法を以て漁業をなすことを得ず

- (一) 爆發物及藥物を用ゆること
- (二) Pompaug, pouthwig, Chonplek の如き定置せる網を用ゆること但し Ambai blut, lungge の如き方法にして四分の一時以上の網目を有するものは此の限に在らず
- (三) 網目及藤目の一時より小なるものを用ゆること但し五十碼以内の曳網は此の限に在らず
- (四) 二分の一時より小なる網目の曳網を用ゆること及四分の一時以下の Jang kni (hair net) を用ゆること

第二條 漁業官の免許を受くるに非れば海面に於て長六呎以上の罟、漁網、罟を使用して漁業をなす

ことを得ず

第三條 漁業官は航路の障礙たる可き場所及既設の罟、延繩、罟より二百尋以内の場所に罟、延繩、罟の建設を認可することを得ず又漁業法違反者に對し免許を取消し又は免許下附の申請を却下することを得

第四條 漁業官の認可を得ずして免許狀を他人に讓渡することを得ず若し之に違反したるときは免許は其の効力を失ふ

第五條 免許狀には其の番號及漁船番號を記入す可し

第六條 免許料の額は左の如し

罟

港内罟

大潮時干潮面下水深四尋以上の海面

一年十弗

同 三尋以内の内海

一年十弗

同 干潮の際干潟となる場所

同 六弗

港内罟

大潮時干潮水面下四尋以上の海面

一年五弗

同 三尋以内

同 四弗

同 干潮の際干潟となる場所

同 四弗

以上の料金中には番號札料を含む

網

流網又深海以外に使用する網

一年一弗

モジ織にて製作せる曳網又は五十碼以上の長さの曳網

長さの曳網

一年三弗

第七條 免許期間は一年とし毎年四月三十日を以て期間満了す但し三ヶ月六ヶ月九ヶ月の免許を附與することを得

第八條 免許所有者は漁業官の命令に依り何時にても免許狀を提示することを得る様常に之を携帯す可し

第九條 左の制限内に於て罟及罟を建設することを得ず

(一) 既設の罟及罟より四百尋以内の區域

(二) 航路障礙たる可き位置但航路に關し問題を生したるときは漁業官の認定に依る

第十條 内海に於ける罟は大潮干潮水面下三尋を超ゆへからず且つ既設の罟より四百尋以上の距離を保ち罟の長さは三百尋を超過す可からず且航海の水路に當る場合は日没より日出迄の間一湮の距離



に於て見得へき赤色燈を掲ぐ可し

第十二條 魴の免許を得たるときは直ちに該位置に於て海上見易き場所に番號札を樹つ可し

第十三條 移動し得へき罾又は魴の免許を得たるものは指定せられたる範圍内に於てのみ移動することを得

第十四條 (a) 魴の所有者か魴の使用を中止し又は期間満了し又は免許の取消を受けたるときは十疊内に魴を撤去す可し魴を取除くには全部抜取り之を切斷す可からず

(b) 魴を改造するときは其の位置を示す爲め番號札を存置す可し

第十五條 魴の免許を得たるときは直ちに建設に着手す可し若し七ヶ月間建設に着手せざるか又は七ヶ月間使用を中止したるときは免許は其の効力を失ふ

第十六條 (a) 魴の免許を得とするものは毎年五月三十日以前に港務部に出願し位置の検査を受くへし此の手續を怠るときは該位置は他令許可せらるへし

(b) 新たに魴を許可せむとするときは漁業官は馬來語及び支那語の願書を提出せしめ其の寫を作成し魴の位置に告示をなし又一方地方長官に提出す可し且つ該告示の日より十五日間は認可を與ふることを得す

第十七條 漁業官の認可を得ずして魴を移轉することを得ず

第十八條 免許所有者が死亡したるときは直ちに免許を返戻す可し漁業官は任意に之を取消し又は相續人又は其の代理人をして免許を繼承せしむることを得

第十九條 魴は Kelong, Veehil, Blat kelong, Blat jerumal kelong lout と稱するものに限り之を營むることを得

第二十條 魴の藤の目は一吋より小なるを得ず Terimal と稱する魴にモジ織網布魴を用うることを得す

彼南漁業規則(英領海峽殖民地)

第一條 漁業に關しては千九百十一年公布せし漁業規則に依る

第二條 (一) 左の方法を以て漁業をなすことを得ず

(a) 餌料を用ゐざる延繩にして鈎の間隔三時より小なるものを用ゆること

(b) 爆發物及藥物を用ゆること

(c) モジ織、麻、蘆、其の他之に類似の織物を以て作製したる網を用うること。但し小蛇を捕ふる抄網は此の限に在らず

(二) 帆權以外の汽力又は其の他の動力にて運航する船舶を以て左の區域内にて「トロール」をなすことを得ず

Muka Heul の燈臺<sup>46</sup> Mula River の河口の南岸に至る箇所及び Pulau Kandi の南方より Kiri-an River の河口の北岸に至る箇所

網 及 鈎

第三條 網及鈎を以て漁業をなすものは左の制限に従ふ可し

- (一) 制限区域内、彼南港内、デンヂング港内に於て定置せる Pompaug を使用することを得ず
  - (二) 定置せる Pompaug は四分一吋以下の網目のものを使用することを得ず
  - (三) 定置せる Pompaug の浮子には番號を記載す可し
  - (四) 曳網流網は制限区域内及彼南港内に於て使用することを得ず
  - (五) 曳網流網は四分の三吋以下の網目のものを使用することを得ず
  - (六) 曳網流網及餌料を用ゐざる延繩は既設鈎より半哩以内に於て之を使用することを得ず
- 第四條 漁業官の免許なくして網又は餌料を用ゐざる延繩を使用することを得ず
- 第五條 抄網及二人曳網以外の網を用ゆる漁船は免許を受くることを得ず

魷

第六條 魷は Bat 又は Jerumal と稱する型に限り之を用うることを得

第七條 魷を分ちて左の二種とす

- 一、外海又は大潮時の干潮面下水深二尋半以上の場所に設くるもの
- 二、内海又は同 二尋半以下の場所に設くるもの

第八條 漁業官の許可を受くるに非れば長六呎以上の魷及罾を海中に建つることを得ず

第九條 魷の免許を受けむとするものは左の事項を明記したる申請書を漁業官に提出すへし

- 一、魷の位置
- 二、魷の種類及性質(馬來語又は支那語を以て明記すること)
- 三、住所氏名職業

第十條 魷設置の申請書を受けたる漁業官は其の位置等に関し港務部長の考査を経たる後上を許可すへし

第十一條 魷を新設したるときは漁業官又は副漁業官は現場を監檢す可し

第十二條 漁業官は出願の位置を適當と認めたるときは之を海圖に記入し港務部長に示し其の承諾を経たる後之を許可すへし且つ其許可を與ふるときは夜間燈火の色を出願者に通告すへし

第十三條 魷は其の建設以前に於て免許を受くへし

第十四條 (一)移動せしめ得へき魷は免許狀に記入ある漁業官の指定したる区域内に限り移動せしむることを得

(二)夜間燈火は免許狀に記入せられたるものを用うること

第十五條 魴は特に漁業官の免許を受くるに非れば鋼目一吋半以下の網を使用すべからず且つ魴の垣網は漁業官の指定したる長さを超ゆることを得ず

第十六條 魴所有者は漁業官の命令ある場合に於ては何時にても其の垣を短縮し又は變更すへし

第十七條 (一)魴漁業免許者は魴の建設に着手すると同時に海上見易き場所に番號札を建つ可し

(二)暴風雨其の他の理由に因り番等札を喪失したるときは其旨直ちに漁業官に届出て且つ同位置に新規に建立すへし

第十八條 魴所有者は毎夕六時より翌朝六時迄の間一哩の距離に於て見得へき位置に燈火を點すへし

第十九條 魴所有者が魴の使用を中止したるときは直ちに之を撤去すへし且撤去の際は建立せし材料は全部抜き出し決して之を切り取るへからず又漁業官より通告を受けたる後十四日以内に之を撤去せざるときは漁業官は任意に之を撤去し其の費用は魴所有者の負擔とす

許 可

第二十條 漁網延繩魴の免許は凡て一ヶ年とし毎年四月三十日を以て期間満了す但し三ヶ月六ヶ月九ヶ月の免許を受くることを得

第二十一條 漁網延繩魴の免許譲渡は漁業官の認可を受くへし免許狀に譲渡承諾の裏書あるものに非

れば之を譲渡することを得ず此の裏書申請に對して料金を支拂ふことを要す

第二十二條 魴漁網延繩の許可は所有者の死亡に因り其の效力を失ふ但し所有者の申請あるときは漁業官は其譲渡を承認することを得承認を得たる免許狀に漁業官の裏書を求むへし此の裏書にも料金を要することなし

第二十三條 漁船を使用するときは免許狀に漁船番號を記入することを要す且其の免許狀は漁業官の要求に依り何時にても提示するを得る様漁業者の一人は常に之を携帯すへし

第二十四條 漁業官は航路の障碍たる可き位置並既設の魴延繩民より二百尋以内の場所に魴延繩民の建設を許可することを得ず

第二十五條 千九百九年發布の漁業規則及本法に違反したるものは免許狀に其の犯罪の種類を司法官より記入せらるへし

第二十六條 漁業官は免許狀に千九百九年發布の漁業規則及本法に違反したるときは其の免許を沒收し且免許狀の下附を拒絶することを得

免 許 料

第二十七條 免許所有者は漁業の種類に依り右の料金を納付す可し

魴



可すへし

第六條 大潮時の干潮面下三尋を超えざる水深に於ける魷は他の魷より二百尋以上の距離を保ち魷の長さ二百尋を超過すべからず

第七條 大潮時の干潮面下五尋以内の水深に於ける魷は他の魷より四百尋以上の距離を保ち魷の長さ四百尋を超過すべからず又航路に當りたる場所に於ては日没より日出迄一哩の距離に於て見得べき燈火を掲ぐ可し

第八條 漁業官の許可なくして魷を移轉することを得ず

第九條 魷免許所有者にして死亡したるは直ちに免許を返納す可し但し法定の承繼人ある場合は引継ぎ經營せしむることあるへし

第十條 魷の免許は漁業官の許可なくして之を他人に讓渡し又は之を轉貸することを得ず

第十一條 魷免許を受くるには左の料金を納付すへし

新嘉坡の西岸及北岸に於て Changi より Tanjong に達す間及び Pulo Ohin, Pulo Tekong 並に新嘉坡南方諸島の周圍に於ては大潮時干潮面下五尋を超えざる場所 五弗

同 三尋を超えざる場所 三弗

大潮時干潮の際干瀉となる場所 一弗

Changi より新嘉坡の東岸及南岸に沿ふて Tanjong Kling のに至る場所

大潮時干潮面下五尋を超えざる場所 十五弗

同 三尋を超えざる場所 七弗

大潮時干潮の際干瀉となる場所 三弗

附記 千九百十年二月公布の規則には新嘉坡に於ける「トロール」漁業に付規定する處あり

馬來聯邦漁業規則

(本則は「セラネール」州漁業規則なるも馬來聯邦に於て本則を準用するを以て茲に之を掲ぐ)

第一條 本則第二條を以て禁止せるものを除き如何なる方法を以て漁業を爲すも妨なし

第二條 左の方法を以て漁業をなすことを得ず

一、Rawai の鈎の間隔三吋以内のものを用うることを

二、爆發物及藥物を使用することを

三、定置せる Pompong 網を用うることを

例へば Chandek Pompong の如し但し網目四分一吋以上の amiva には之を適用せず

四、Jala と稱する投網 Pulat Kisa と稱する曳網の外網目又は藤目一吋より小なるものを用うることを

22

五、網目二分の一時より小なる Jala 又は Pulat Kisa を用うる事

六、麻蔴布モジ織其の外之れと類似のものを製作したる漁網を用うる事

第三條 漁業官の認可を得るに非れば長さ六呎以上の罾及罟網を使用することを得ず

第四條 漁業官は航路障碍の場所及既設の罟及罾より四百尋以内の場所に新たに罟及罾を許可することを得ず且千九百二年規定したる燈臺及小船に關する規定に違反したるものに對しては免許可附を拒絶することを得

第五條 各漁業免許は四月三十日、六月三十日、十二月三十一日を以て其期間満了す

第六條 (一) 地方漁業官の認可を得ずして免許を他人に讓渡することを得ず若し認可なくして之を讓渡したるときは免許は其の効力を失ふ

(二) 地方官より讓渡の認可を得たるときは其の旨を免許狀に記入することを得ず

第七條 免許狀には免許番號及船舶番號を記入すへし

第八條 免許を受けたるものは左の料金を納付すへし

罾

(一) 深海用罾及長さ二百碼以上の罾延繩罟及垣網 三ヶ月間 六 弗

(二) 淺海用同上 同 三 弗

網

(三) モジ織網を有する曳網又は長さ四十碼以上の曳網 三ヶ月間 三 弗

(四) モジ織網を有せざる曳網又は長さ四十碼以内の曳網 三ヶ月間 一 弗

(五) 流網其他の網及深海漁業 三ヶ月間 一 弗

延繩

(六) 餌を用ゐざるもの又は Rawai 各漁船毎に 三ヶ月間 六 弗

第九條 免許所有者は何時にても免許狀を示し得る様常に之を携帯す可し

第十條 免許所有者は左の區域内に於て罟罾を建設することを得ず

(一) 既設の罟、罾より四百碼以内の場所

(二) 航路障碍の場所但し其航路に關し問題を生したるときは漁業官の認定に従ふ

第十一條 (一) 淺海用罟は大潮時の干潮面水深三尋を起ゆることを得ず且其の長は二百碼を超過することを得ず

(二) 深海用魴は大潮時の干潮面下水深五尋を越ゆることを得ず又其長は六百碼を超過することを  
得

第十二條 (一) 魴の免許を得たるものにして魴の建設に着手したるときは所定の番號札を海上見易  
き位置に建つべし

(二) 番號札は長さ三呎幅二呎の白色板にして番號を黒書し満高潮水面より高さ六呎以上たること  
を要す

第十三條 移動し得べき魴及網漁業者と雖第九條の制限に反することを得ず

第十四條 餌料を用ゐざる延繩は左の制限内に之を設くることを得ず

- (一) 既設の魴より半哩以内
- (二) 河川又は干満ある水道口を横斷すること
- (三) 總督の公布を以て制限したる地帯

### 比律賓群島漁業諸規則

比律賓群島に於ける税關吏の職(マニラ税關總則第二十五號) マニラ灣に於ける魴定置規定及漁業免

許の件

第一款 「マニラ」南側に於ける「マラト」の極端と「マニラ」北側に於ける魴定置に關する左記の規定及  
料金は千九百三年一月二日より之を實施す

第二款 魴は河口又は前掲の區域内に於て深さ七「フアゾム」(一「フアゾム」は六英尺)以上の場所に於  
ける限界線外に定置するを得ず

第三款 勿「ダイルス」鰻及び其他の小魚を捕獲せざるため深さ二「フアゾム」半以上の魴に於ては其の  
魴より捕獲する爲め使用する網(Mesh)は十五(ハミリツ)ミリメートル平方より少なからざる網目を  
以て製造すへし之に違反する者は免許取消の處分を受く

第四款 魴の胸壁(Painlines)より百「フアゾム」以内の距離に於て網又は他の發明品を使用して漁業を  
爲すことを得ず

第五款 何人と雖も前掲限界内に魴を定置する爲め漁業免許を得むとするものは該港税關の島内検査官  
に願書を差出すへし願書には正確なる區劃及魴を定置せむとする所の水の深さ及び請願者の住所氏  
名を記入すへし

第六款 前記免狀は次に記載する料金の支拂に依り交付するものとす  
各魴は免許狀交付の日より六ヶ月以内の期限とす

海 深	料 金	海 深	料 金	海 深	料 金
一フアツム以内	一弗五十仙	一フアツム	三 弗	一フアツム半	四弗五十仙
二フアツム	六 弗	二フアツム半	十一 弗	三フアツム	十五 弗
三フアツム半	十八 弗	四フアツム	二十三 弗	四フアツム	二十七 弗
五フアツム	三十一 弗	五フアツム半	三十五 弗	六フアツム	四十 弗
六フアツム半	四十三 弗	七フアツム	四十七 弗		

總て料金は合衆國通貨に依る

第七款 總て魷の區劃は「マニラ」港務局長の管理に屬するものとす

第八款 魷の所有主は築より高き杭を建設すべし其の杭には白塗の木板を結着し木板には四十米突の距離より明かに見得らるべき文字を以て漁業免許の數及び其の所有主の姓名及住所を記載すへし之に違反したるものは其の免許を取消し併せて其の魷を沒收すへし

第九款 漁業免許狀は六ヶ月毎に規定の料金を支拂ふときは引續き二期間漁業を營むことを得但第一期には原免許料の百分の二十五第二期には百分の五十を附加するものとす

第十款 同區劃又は其より百「メートル」以内に於ては引續き二期以上魷を定量することを得す

第十一款 凡て一定の免許なくして區劃したる魷は之を公賣に附し落札者は漁業免許を得て魷を使用

する權を有す

第十二款 魷に於ける胸壁(Dorsal)の寸法は左の如

- 水深六乃至七フアツムに於ける魷の周圍の長さ二百五十フアツム
- 水深五フアツムにおける魷の周圍の長さは二百フアツム
- 水深四フアツムにおける魷の周圍の長さは百七十フアツム
- 水深三フアツムにおける魷の周圍の長さは百四十フアツム
- 水深二フアツムにおける魷の周圍の長さは百フアツム

(但凡て魷を構成する周圍は之を計算せず)

此の割合に違背したるときは税關の島内検査官は免許の取消をなし又は其の犯罪毎に附加免許料を徴收し且つ其の超過したる部分は直ちに取除かしむへし

第十三款 同水深に定置したる魷間の距離は百五十フアツムとす但し一フアツム半以内の水深に於ては此の限に在らず

第十四款 何人とも雖も漁業免許狀を下附せられたるものは其選擇に従ひ英語又は西語にて印刷したる本規定の寫を備ふべきものとす

比律賓群島に於ける税關吏職務

比律賓群島に於ける税關吏職務



(千九百〇三年三月五日「マニラ」にて)

(「マニラ」税關總則第三十一號)

第三款 「マニラ」税關總則第二十五號第三款修正即ち網(Nets)における網目の大きに關する件

第三款 魴より魚を捕獲する爲め使用する網は(Perch)六「ミリメートル」平方以上の網目を以て製造すべし之に違反するものは免許取消の處分を受るべし

比律賓群島モロー州に於ける眞珠採取規則 (條例第四十三號)

第一條 何人を問はず貯藏、移致、販賣其の他如何なる目的を以てするも大き四吋以下の眞珠介をモロー州管轄内の海中にて採取し若はモロー州内に於て所持することを得ず (條例第五十一號第二十二條參照)

前項の規定に違反したる者は五百弗以下の罰金又は一年以下の禁錮に處し若は以上の二刑を併科す  
第二條 本條例中比律賓委員會に於て廢止又は改正せられたるものは其の章句に於て効力を有す  
千九百四年二月二十九日制定

千九百四年五月四日比律賓委員會に依り認定せらる

條例第五十一號モロー州に於する水類採取に關する條例 (條例第四十三號改正)

第一條 本條例に定むるもの、外何人を問はずモロー州管轄内の陸地より「リーグ」以内の海面に

於ては眞珠介又は其の他介類を採取することを得ず

第二條 (條例第七十六號に依り改正第二百號に依り廢止)

第三條 第一條に規定したる海面に於て介類の採取に従事することは左の場合何れの船舶を問はず之を許可せず

(一) 斯業を管する比律賓委員會又は立法院の法律の二罪を犯したるもの又は他の數人の犯罪か該船にて從業中行はれたるものなるとき

(二) 同様の違反に付二度有罪とせられたる者か船舶の全部又は一部を所有し又は從業するか若は該船に使役せらるるとき

第四條 介類採取の許可は漁船根據地の海面を管轄する郡出納官之を發す該許可を受けたる船舶は第一條に規定したる何れの海面に於ても從業することを得許可は前條第一項又は第二項の事由に因り取消されざる限りは其の受けたる日より一年間効力を有す第一級許可は第六條に規定したる額の四分の一を納付するときは三箇月間許可せらるゝも其の取消されたる爲に其の既に納付したる額の幾分をも還付することなし

第五條 モロー州出納官は許可の發せらるゝに際し適當の形式を以て本條例の規定を行ふに必要な訓示を郡出納官に發すへし

第六條 潜水器を以て各種介類を採取するの許可は船舶に使用せられて常に海面下に於て従業する潜水夫毎一人に付比律賓通貨三百「ペソ」を納付するに依り發せらるる許可に依り權利を得たる員數以上の潜水夫を海面下に使用するを得ず本階級の許可を第一級許可と稱す

第七條 潜水器を用ひずして各種介類の採取に従事するもの、許可は其の船に使用せらるる潜水夫毎一人に付比律賓通貨五「ペソ」及其の船にて使用する爬及網熊手毎一個に付右と同額を納付するに依り其の船に發せらるる許可に依り權利を得たる數以上の潜水夫及爬網熊手を使用することを待す本階級の許可は第二級許可と稱す

第八條 小船、船舶、爬網又は熊手若は潜水器を使用せずして各種介類を採取し又は其の介の市價一噸二十「ペソ」を超えざるもの、漁獲採取に付ては何等制限することなし

第九條 本條例に依り許可を與ふる場合に於ては郡出納官は許可を受たる者に對し立法院條例第四十三號寫、本條例寫及各種介類の採取に關する總ての條例にして爾後施行せらるべきもの、寫を交付すへし許可を受けたる船舶の船長は各人の閱覽に便なる船内一定の場所に該寫を備へ置くへし本條例に依り許可せられたる各船の船長にして本條例の規定に違反したる者は各違反に對し百「ペソ」以下の罰金に處せらるべし

第十條 立法院條例第四十三號及同條例の違反告發に對し本條例適用せらるべき場合に於てモロー人

又は他の非基督教徒の所有、乗組又は使用する船舶にして他の船舶と連絡なく且つ潜水器を使用せざる船舶の積量十五噸未満のものに對しては千九百零六年一月一日まで本條例を適用せず

第十一條 スルー郡司は其の管轄内に住めるモロー人の所有に拘る介類採取權の爭議に付ては速に之を調査し且慣習に依りモロー州の各人に屬すと認めらるる介の存在する區域及比較高に付モロー州知事に報告すへし千九百零四年及千九百零五年中に「スルー」郡出納官が本條例に従ひ許可したる結果に依る總賣上高の二分の一は專用權に依て除外し慣習に依り各自の主張を參酌して爲したるモロー州知事の決定に基きモロー人に補償すへし此の補償は介類に關するスルー郡内モロー人の所有權の爭議に付ての最後の決定とす

第十二條 モロー人たるを否とを問はず何人と雖も本條例に依り介類の採取に従事する者に付其の支拂又は納金に干渉し又は要求し若は要求せむと企て若は是等従業者又は船舶に妨害をなし若は爲さむと企つることを得ず

第十三條 第一級許可を受け介類の採取に従事する船舶にして天候其の事由に因ることなく「ジヨロー」又は「ザンボガン」港に到らず其の取得したる介を積卸し又は第一條に規定せる海面を距ることを得ず

第十四條 第一級の許可を受けたる船舶の船長は従業の月日及日々取得せる眞珠介の數及量を明細に

航海日誌又は記録簿に記載すへし「ジョロー」又は「ザンボガン」に入港したる時は積荷を陸揚前船長は税關吏に日誌又は記録簿は真珠介の採取及其の船舶の従業に關し偽りなきことを證言すへし虚偽の記載を爲したる者は第十七條の規定に依り處罰せらるへし

第十五條 本條例に依り許可せられたる各船の船長及介類の採取に従事する是等船舶の乗組員にして本條例に違反したる者は其の條項に依り處罰すへし船員又は乗組員の違反行爲を目撃し又は之を知り若は之に同意したる者は違反者と同一に處罰すへし

第十六條 許可を受けざる船舶にして本條例の適用せらるゝ海面内に於て本條例に規定せる介を船内に所持し又は第二級許可を受けたる船舶にして介の採取に使用する潜水器を船内に所持することを發見せられたる場合に於て船長又は潜水器の所有者若し船内に在る時は充分の反證なき限り本條例に違反して介類の採取を爲したるものと見做す

第十七條 本條例に規定したる犯罪行爲を爲したる者は六月以下の禁錮又は五十「ペソ」以上千「ペソ」以下の罰金に處し又は各犯罪に付罰金及禁錮を併科す

第十八條 立法院條例第四十三號及本條例に違反したる者はモロ州内何れの第一審裁判所にも告發せらる第一審裁判所は法律に従ひ之を審査す裁判權は何れの第一審裁判所を問はず同一なりとす

第十九條 立法院條例第四十三號及本條例に違反したる者にして裁判所は其の認定に依り違反者か法

律を知らざるか爲犯罪行爲を爲せりと信すへき經由を有する時は酌量を爲し減刑することを得

第二十條 本條例及立法院條例第四十三號の施行に關し管轄官廳の長官に依り權限を附與せられたる郡司、税關吏又は島廳所屬船の船長及モロ州知事に依り權限附與の文書を受ける者は治安判事たるへし治安判事は介類の採取に關する法律に違反し第一條に規定したる海面に於て従事する船舶を發見したる時逮捕狀を要せずして其の船舶及乗組員を逮捕し法律に従ひ處分するに最も便宜なる港に引致すへし

第二十一條 立法院條例第四十號第二條及第三條の規定に従ひ支拂はるへき比律賓通貨五百「ペソ」の報酬は本條例及立法院條例第四十三號違反者の逮捕及判決に要する告知に關し支出すへし

第二十二條 立法院條例第四十三號改正第一條中「其他如何なる目的を以てするも」の下に「真珠介の蝶番より直角に尺度を宛て蝶番の中心より外端までの直徑七吋以上あるか又は「及」所持することを「得す」の下に「偶然又は過失に依り是等の介を海中より採取せるとき之を開き又は開かんとすることなく直に海中に投するに於ては何等處罰せず採取を禁したる真珠介は海中に於て開き又は開かんとすることを「得す」を加ふ

モロ州管轄内の海中と稱するは未條例第一條に規定したる海中を稱するものと知るへし

第二十三條 立法院條例第四十三號及本條例に用ひたる真珠介の語は通常真珠介として知らるゝ

*Malegina margaritifera* 網目に屬する眞珠介を云ふ

第二十四條 介類の採取に關する法律又は其の一部を第一條に規定したる海面に適用することを廢止す

第二十五條 本條例中比律賓委員會に依り廢止又は改正せられたるものは其の章句に於て効力を有す  
本條例に禁する所と雖も千九百四年八月一日以前の行爲は之を處罰せず但し其の違反行爲が確實に本條令の禁する所のものなるを知て爲せることを證するものは此の限に在らず

千九百四年六月七日制定

條例第二百七號 モロー州介類採取に關する條例

第一條 モロー州内何れの陸地よりするも三「リーグ」内に於て介類の採取に従事するの許可は合衆國陸軍々人又は海軍々人、比律賓住民、比律賓島の法律に依り組織したる團體又は巴里條約の精神の下に比律賓住民の政治權を得たる者の使用する船舶にあらざれば之を發せず何人を問はず立法院條例第五十一號に依り許可せらるゝ迄は介類を採取することを得ず

第二條 本條中比律賓委員會に依り廢止改正せられたるものを其の章句に於て効力を有す

千九百八年四月七日制定

比律賓群島爆發物藥物使用規則

第一條 難波船破壊並航路障害物除去の外魚類捕獲の目的を以て水中に於て爆發物を使用すへからず但し鱧鰐等危險なる魚類の捕獲並學術上の目的を有するものに限る或範圍に於て爆發物使用を認可することあり

第二條 比島に於ては淡水又は海水中に於て魚類を死に至らしむべき藥物を用ひて魚類を捕獲することを得ず但し或範圍内に於ける魚類の捕獲並學術上の目的を有するもの限り藥物使用を認可することあるへし

第三條 本法に違反したる者は各違犯行爲に對し百弗以下の料料又は六月以下の禁錮に處し又は之を併科することを得且之れに使用したる爆發物藥物船舶船具及其の附屬品は之を沒收す

第四條 本法違犯者を通告したるものに對しては料料金の半額を與ふ裁判所は此判々決の際其の料料金の半額を受領すへき通告者の姓名を宣言すへし

第五、六條は之を略す

香港漁場、網網其他一般漁業に關する規則

第一條 總督は領海内に於ける漁業免許漁場の區域、漁場の水深、網網の撤去、網網の燈火、其他に關し諸種の法規を制定することを得

第二條 港務部長は總督の規定に反し、網網の變更、改造、撤去を命ずることを得故に網網所有者は總督の規定

香港漁場、網網其他漁業に關する規則

の外別に港務部長の指揮に随ふことを要す但し港務部長か總督の規定に反し魴の撤去其の他を命じたるときは魴所有者に及ぼしたる損害の範圍に於て港務長は之を賠償することを要す

第三條 總督は魴の方法廣さ位置を考察し其の免許料金を定むることを得

第四條 本法の規定に違犯したるものは即決を以て各違犯行為に付五十弗以下の科料に處す

香港「トロール」漁業規則

第一條 權、帆以外の蒸氣其他の動力に依り航行する船舶は本殖民地三哩以内にて「トロール」漁業をなすことを得ず

第二條 西洋型船舶にして遠洋に於て「トロール」に従事する船舶は規定の燈臺税を納付するか又は別表の料金を月賦に依り納付するを要す

第三條 港務部長は西洋型船舶に對し規定したる規則第二十二條の條項中出入港に關する條項のみは適宜之を免除することを得但し此の免除を受けたる船舶の船長は其の船舶の行動に關する月報を作成し毎月之を港務部長に提出すべし

燈臺税表

登簿噸數	一箇年の料金
------	--------

50 噸 未滿	180 弗
50 乃 至 100 噸	270 弗
100 乃 至 150 噸	450 弗
150 乃 至 200 噸	630 弗
200 乃 至 250 噸	810 弗
250 乃 至 300 噸	1,000 弗

以上

香港領海内漁業規則

第一條 本則に使用したる文字の意義は左の如し  
文字の意義は之を略す

第二條 魴又は卷網所有者は毎年規定の免許料を港務部に納付すべし

第三條 免許狀は他人に譲渡することを得ず且免許狀には其の使用すべき場所を明記すべし

第四條 魴は豫め港務部長の認可を得ずして之を建設することを得ず又其の許可書には魴の種類及其の使用場所を記入すべし

第五條 魴を新設せんとするものは已設の魴所有者の同意を得ずして之より二百碼以内に建設することを得ず

第六條 魴には日没より日出迄の間四方一哩の距離より見得べき鮮明なる白燈を掲ぐべし

第七條 魷には其の免許番號を記入せる札を見易き場所に掲ぐへし

第八條 港務長は使用中止せし魷の撤去を命ずることを得

第九條 領海内に於ては何人も爆發物を使用して魚類を捕獲することを得ず

第十條 免許料年額は左の如く定む

外海に於ける魷

五尋未満の水深に於けるもの

四 弗

五尋以上の水深に於けるもの

五 弗

内海に於ける魷

普通のもの

二 弗

一ヶ所に定置せざる魷又は網毎百碼に付

一 弗

一ヶ所に定置せる魷又は網毎百碼に付

二 弗

卷 網

二 弗

香港牡蠣漁業規則 (抜萃)

第十一條 本則に依るに非れば領海内に於て牡蠣の養殖及採取を營むことを得ず

一、免許は本則に掲げたる書式に依り下附す

二、免許下附に關する規定は之を遵守すへし

第十二條 免許は總督の認可したるものにして規定の料金納付に依りて下附せらるへし

第十三條 免許料は殖民稅務官又は其の代理を委任せられたる官署に納付すへし

第十四條 免許受領者か本法其他の規則に違犯したるときは總督は其の免許を取消し法令の定むる所に依り之を處罰す

牡蠣漁業免許の形式

一 左記の境界内に於ては牡蠣の採取及其の養殖場の設置を許可す

二 本免許は何年何月何日より何年何月何日迄有效とす

免許の條件

一 牡蠣養殖物の境界は竹又は之に類似の材料を以て其の境界を明示することを要す且其の番號札は便利なる位置に建て満潮の際水面より二尺以上突出し航路の障礙たらざることとを要す

二 牡蠣養殖物及牡蠣の貯藏場は航路の障礙たるべからず。且つ港務部長に於て航海上支障ありと認めたるときは養殖場設置を許可せざるものとす

三 免許所有者が香港の人民又は住民に非るときは必要に應し保證金として百弗を副理事に供託すへし萬一必要の場合に於て副理事の召喚に應せざるときは副理事は該保證金を沒收することを得

香港小型漁船免許規則

第一條 小型漁船の漁業免許は規定の期間に於て港務部の附與するものにして之が下附を受くるには規定の料金を納付すへし

第二條 漁業免許を受くるには總督の定めたる諸規則並總督の承認を経て港務部長の定めたる諸規則を遵守すへし

第三條 總督の承認を経て港務部長の定めたる規則左の如し

- 一 漁船には免許番號を記入すること
- 二 番號文字は長さ二十吋とし色は指定したるものに依ること
- 三 番號は船首の兩側及船尾に書し又帆の中央に黒書を以て長さ二十四吋より小ならざる數字を以て表はすこと
- 四 船側に二吋の大きさの烙印を施すこと
- 五 以上の規定に違反したる者は百弗以下の料料に處すること

香港爆發物使用規則

領海内に於て魚類捕獲の目的を以て爆發物を使用したる者二百弗以下の料料又は二月以下の禁錮に處す

農商務省水産局

大正三年七月二十八日印刷

大正三年七月三十一日發行

印刷人

佐脇七之亮

東京市芝區愛宕町三丁目一番地

印刷所

佐脇印刷所

東京市芝區愛宕町三丁目一番地

終

